

PwC's View

Vol. 52

November
2024

特集

ディールに係る会計・財務報告
の最新論点



pwc

www.pwc.com/jp

特集

ディールに係る会計・財務報告 の最新論点

- 海外M&Aにおいて検討が必要となる主な会計論点 6
- 継続ファンドに関する会計論点 12
- 事業分離・売却における会計上の論点とパーシャルスピノフ 19
- DDフェーズおよびPMIフェーズにおける
サステナビリティ情報開示対応の留意点 27

税務/法務

- 株式報酬制度をグローバルで導入する際の税務論点 38

海外

- インドネシアの事業環境および関連規制の動向 42

連載

基礎研究所だより

- 第18回 世界におけるサステナビリティ開示規制の潮流 32

ご案内

- 書籍紹介 51
- Viewpoint 52
- 海外PwC日本語対応コンタクト一覧 54

※法人名、役職、インタビューの内容などは掲載当時のものです。

特集

ディールに係る会計・財務報告の最新論点

地政学的リスクの変化、サステナビリティ対応への要請、生成AIの進化など、企業を取り巻く環境変化は加速しており、企業にとって変革は「待ったなし」と言えます。変革を実現し新時代の成長を描く手段として、M&Aや事業分離（いわゆる「ディール」）が活用されています。ディールの課題は幅広く、事業活動そのものはもちろん、IT、人事、経理、ESGなど広範にわたるだけでなく、それぞれの領域も拡大しています。なかでも会計・財務報告はディールの1つの中心的課題領域として存在し続け、拡大する他の諸領域との関連性も複雑化しています。

こうした状況を背景にPwC's Viewでは、第44号の特集「ディールの諸潮流と財務報告アドバイザリー」の中でディールにおける会計・財務報告の新しい潮流と「財務報告アドバイザリーの観点で議論となる」課題を解説しました。本号はその続編として、異なる諸論点を取り上げます。物量を増している海外M&A（イン・アウト）、プライベート・エクイティの活発化で注目を浴びる継続ファンド、事業の選択・集中にとって重要な施策である事業分離・売却、サステナビリティ関連の情報開示の4つの大テーマにフォーカスし、財務報告アドバイザリーサービスが専門領域とするディールと会計・財務報告が関連する文脈において、伝統的な論点にとどまらない応用的・先進的なトピックを解説します。

PwCは「変革からディールが生まれる（Transform to Transact）、そしてディールから変革が生まれる（Transact to Transform）」というコンセプトを掲げ、ディールを一時的な目的実現のためのイベントにとどまらず、ビジネスモデルと経営を刷新し続ける企業変革のアジェンダとして捉えています。本特集における各論考も、会計・財務報告という側面から、変革とディールを連続的に実施して価値創造サイクルにつなげる視座を提供することを大きな目的としています。

杉田 大輔（すぎた だいすけ）

PwC Japan 有限責任監査法人
財務報告アドバイザリー部 パートナー
2008年入所後、クロスボーダーを中心に多数のディール支援を手がけてきた。現在はディール案件に係る財務報告・会計アドバイスを専門とするソリューションリーダーを務める。海外上場支援などキャピタルマーケット領域にも注力。
メールアドレス：daisuke.s.sugita@pwc.com



海外M&Aにおいて検討が必要となる主な会計論点



PwC Japan 有限責任監査法人
財務報告アドバイザリー部
シニアマネージャー **坂井 嘉兵衛**

PwC Japan 有限責任監査法人
財務報告アドバイザリー部
シニアマネージャー **山本 晋**

はじめに

近年の国際的な経済情勢は、記録的なインフレ、金利の上昇、地政学リスクの増加により先行きの見通しが不透明であり、さまざまな技術革新等に起因する飛躍的成長要素がある一方で、景気後退を懸念させる要素も散見されています。このような状況で行われるM&Aには不確実性に由来するチャレンジもあるものの、想定外のリターンや成長をもたらす好機であるとも考えられます。また、昨今のテクノロジーの急速な革新がM&Aのボーダーレス化をいっそう促進していることもあり、海外M&Aに対する投資家の関心は高まっています。

一般に、M&Aを実行企業と対象企業の所在（国内・海外）の観点でタイプ分けすると、次の3つに分類されます。1つは国内企業が国内企業を買収する「イン・イン」(In-In)、もう1つは国内企業が海外企業を買収する「イン・アウト」(In-Out)、最後に海外企業が国内企業を買収する「アウト・イン」(Out-In)です。そのうち、異なる所在国間で行われるイン・アウトとアウト・インの海外M&Aは「クロスボーダーM&A」とも呼ばれています。

日本企業が海外企業を買収するイン・アウトM&Aについて見てみると、昨今の円安傾向もあり実行のハードルが上がっていると考えられがちですが、日本企業にとっての国内市場の縮小展望や、海外事業展開・市場拡大を活発に推進するグローバルな日本企業の増加なども反映してか、図表1のとおり、日本企業による買収金額が1,000億円以上の大規模なイン・アウトM&Aが一定数生じています。

イン・アウトM&Aは買収元である日本企業の海外市場への進出や海外事業の拡大、海外の事業パートナーの獲得、新たな商品開発やそのための人材獲得などの目的のために実施されます。しかし、対象企業の所在国・地域が日本と異なることにより、政治、法律、会計、税務といったさまざまな側面でのリスク要因も存在します。また言語や法律・規制に加えて、文化や商習慣などが異なることにより、M&A後の統合作業、

いわゆるPMI (Post Merger Integration) が事前に想定していた速度や深度で進まず、M&Aによるシナジー実現の課題となることもよくあります。

本稿ではイン・アウトを前提とした海外M&Aをテーマとして、その財務報告・会計の領域にフォーカスを当て、買収元の日本企業が直面するさまざまな課題のうち、円滑なM&A実現のために特に事前検討が必要となる「買収後最初の連結財務諸表の作成前までに対応する事項」および「イン・アウトM&AにおけるPPA」の2点について概要を紹介します。財務報告・会計の領域で各企業がイン・アウトM&Aの場面でよく遭遇する会計基準間の差異やその取り扱いについても、日本の会計基準、国際財務報告基準（以下、IFRS）、米国会計基準（以下、米国基準）の3つを念頭に置きながら解説します。

なお、文中の意見に係る記載は筆者の私見であり、PwC Japan 有限責任監査法人および所属部門の正式見解ではないことをお断りします。

図表1：2023年4月～2024年9月に買収が発表されたイン・アウトM&A（買収金額1,000億円以上）

No.	買収発表日	買収元企業名	買収先		買収金額
			企業名	所在国	
1	2023年12月18日	日本製鉄株式会社	United States Steel Corporation	米国	約2兆1千億円
2	2024年2月14日	ルネサス エレクトロニクス株式会社	Altium Limited	オーストラリア	約8,879億円
3	2023年4月29日	アステラス製薬株式会社	IVERIC bio, Inc.	米国	約8,000億円
4	2023年12月29日	東京ガス株式会社	Rockcliff Energy II LLC	米国	約4,050億円
5	2024年8月21日	日本たばこ産業株式会社	Vector Group Ltd.	米国	約3,780億円
6	2024年4月29日	小野薬品工業株式会社	Deciphera Pharmaceuticals, Inc.	米国	約3,700億円
7	2023年4月26日	キリンホールディングス株式会社	Blackmores Limited	オーストラリア	約1,700億円
8	2023年5月12日	NIPPON EXPRESSホールディングス株式会社	Cargo-Partner Group Holding AG	オーストリア	約1,267億円
9	2024年8月1日	大塚製薬株式会社	Jnana Therapeutics Inc.	米国	約1,200億円
10	2023年4月17日	株式会社セガ	Rovio Entertainment Oyj	フィンランド	約1,037億円

出所：PwC作成

1 買収後最初の連結財務諸表の作成前までに対応する事項

日本企業が海外企業を買収する際のイン・アウトM&Aの財務報告プロセスでは、海外企業において対応すべき論点の影響の把握を早い段階から開始して買収後最初の連結財務諸表の作成前までに完了し、どのような形で、どのようなプロセスに則って海外企業の財務情報を自社の連結財務諸表に取り込むか、その方針を決定することが重要となります。この方針の決定は、財務内容や後続作業の時間軸に影響を与えることから、買収した海外企業の決算のみならず、親会社側の企業結合作業や連結財務諸表の作成プロセスにも大きく影響を与えることとなります。

こうした方針決定のためにイン・アウトM&Aでの財務報告において頻出する検討事項として、次の2点を取り上げます。

- (1) 会計方針・会計基準上の対応事項：**日本の会計基準に基づく買収元企業の会計方針と海外企業が準拠する現地国・地域の会計基準に基づく会計方針が異なる場合、その差異について調整が求められることがあります。こうしたいわゆる「GAAP差異」について、調査・検討・対応が必要となることがあります。
- (2) 会計実務上の考慮事項：**日本企業と海外企業で決算日が異なることへの取り扱いや、対象企業の取得日の扱いについて、買収元の日本企業が日本の会計基準を採用している場合は一定の容認規定（いわゆる「みなし」規定を含む）が用意されていることから、これらをどう活用して効率的に会計・経理実務を計画し実行していくかの検討が重要になります。

なお、上記の対応を経て最初の連結財務諸表を作成した後も、財務報告・経理財務関連領域における一連のPMIが継続することにも注意が必要です。買収先海外企業の経理・管理リソース強化、外部アドバイザーを起用していた部分の段階的な内製化、買収元日本企業による親会社としての買収先海外企業の管理方針決定とガバナンス体制の構築、システム統合、子会社の重要なプロセスにおける内部統制の整備（J-SOX対応）なども重要です。以降の(2)で述べるみなし取得日と3カ月以内の決算日の差異の基準はこれらのPMI課題への対応にも活用できる可能性があります。

(1) GAAP差異の調整（会計基準・会計方針上の課題）

企業会計基準委員会が公表している実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」において、在外子会社の財務情報がIFRSまたは米国基準に準拠して作成されていれば、限定された修正項目を除いて、それらを日本の会計基準の連結財務諸表に取り込むことが可能とされています（いわゆる「PITF18号対応」）。この取り込みが可能な在外子会社の財務諸表には、外部公表されるものだけでなく、連結決算手続上利用するために内部的に作成された連結パッケージなども含まれます。

そのため、日本の会計基準を採用する企業が海外企業を連結する場合、海外企業は自社の財務情報を日本の会計基準、IFRSまたは米国基準のいずれかに準拠して作成する必要があります。しかし、北中米を除く海外企業が準拠している所在国の会計基準（以下、現地会計基準）は日本の会計基準よりもIFRSに類似するケースが多いこともあり、イン・アウトM&Aの買収先海外企業には日本での連結決算のためにIFRSに準拠した財務情報を作成させることが多いです。この

ようなケースでは、海外企業は現地会計基準に従って決算を行い、その後親会社連結のためのIFRS調整仕訳を現地会計基準の決算数値に追加することで、IFRS財務情報を作成します。

上記のIFRS調整仕訳の作成は、買収元企業と買収先企業が連携しながら現地会計基準とIFRSの間で重要なGAAP差異が生じる領域の特定、影響度の調査、IFRS調整仕訳の作成などの一連の作業を行うことに加え、買収先企業が買収元企業に報告する各期のIFRS財務情報に対しては監査人によるいわゆる「連結パッケージ監査」への対応も発生します。これらの対応には高度な専門知識と豊富な経験が必要となるため、買収先の海外企業にこれら調査・対応のリソースがない場合や、統合のスケジュールが厳しい場合には、買収元の日本企業サイドが主導してIFRS調整仕訳の作成方針を固め、その作業をサポートすることが重要です。また、外部アドバイザーを起用して監査人とのコミュニケーションを最短距離で効率よく進めていくことも求められます。

GAAP差異の調整仕訳は海外企業の決算資料を基礎として作成するため、海外企業の決算精度の影響を受けることが多く、海外企業の決算自体の精度・品質の適正化も重要な課題となります。

これらの課題への対応を目的としたリードタイムを確保するため、次に述べるみなし取得日の規定や3カ月以内の決算日差異の基準を利用する場合があります。

(2) みなし取得日と3カ月以内の決算日差異の規定の利用 (実務上の考慮事項)

日本の会計基準においては、子会社の支配獲得に係る「みなし取得日」の規定と子会社の決算期に係る3カ月以内の決算日差異を容認する規定が存在します。これらの規定を組み合わせ活用することにより、親会社の連結財務諸表に取り込むべき子会社の財務情報の対象期間が変わることとなります。これらに伴う各パターンを理解して規定を有効に活用することができます。以下では、みなし取得日と3カ月以内の決算日差異のそれぞれの規定の内容を説明したうえで、両基準を利用した場合に親会社の連結財務諸表に取り込まれる子会社の財務情報の対象期間について、例を設けて解説します。

① みなし取得日

日本の会計基準において、原則的には親会社が子会社の支配を獲得した日（以下、支配獲得日）より連結を行うこととされていますが、支配獲得日が子会社の決算日以外である

場合は、当該日の前後いずれかの決算日に支配を獲得したとみなして会計処理することができるという、いわゆる「みなし取得日」の適用が認められています。日本企業によるイン・アウトM&Aにおいて、上記のGAAP差異の調整や子会社の決算準備等に関するリードタイムを確保するという実務上の観点から、このみなし取得日の基準が広く利用されています。

みなし取得日を決定するときの「決算日」は、子会社の年度決算日のほかに四半期決算日も適用可能なだけでなく、株式取得日の前後いずれかの決算日とするかについても一定の場合には企業による選択が可能です（また、必ずしも実際の株式取得日より近い決算日を用いる必要はありません）。

② 3カ月以内の決算日の差異

日本の会計基準において、連結決算日は、親会社の決算日（年1回、一定の日に設定）に基づいて決定され、子会社の決算日が連結決算日と異なる場合には、子会社は、連結決算日に正規の決算に準ずる合理的な手続により決算を行うことが原則とされています。しかし、子会社の決算日と連結決算日の差異が3カ月を超えない場合は、子会社の正規の決算を基礎として連結決算を行うことができます。ただし、この場合には子会社の決算日と連結決算日が異なることから生じる連結会社間の取引に係る会計記録の重要な不一致については必要な整理を行います。

③ みなし取得日と3カ月以内の決算日差異の設例

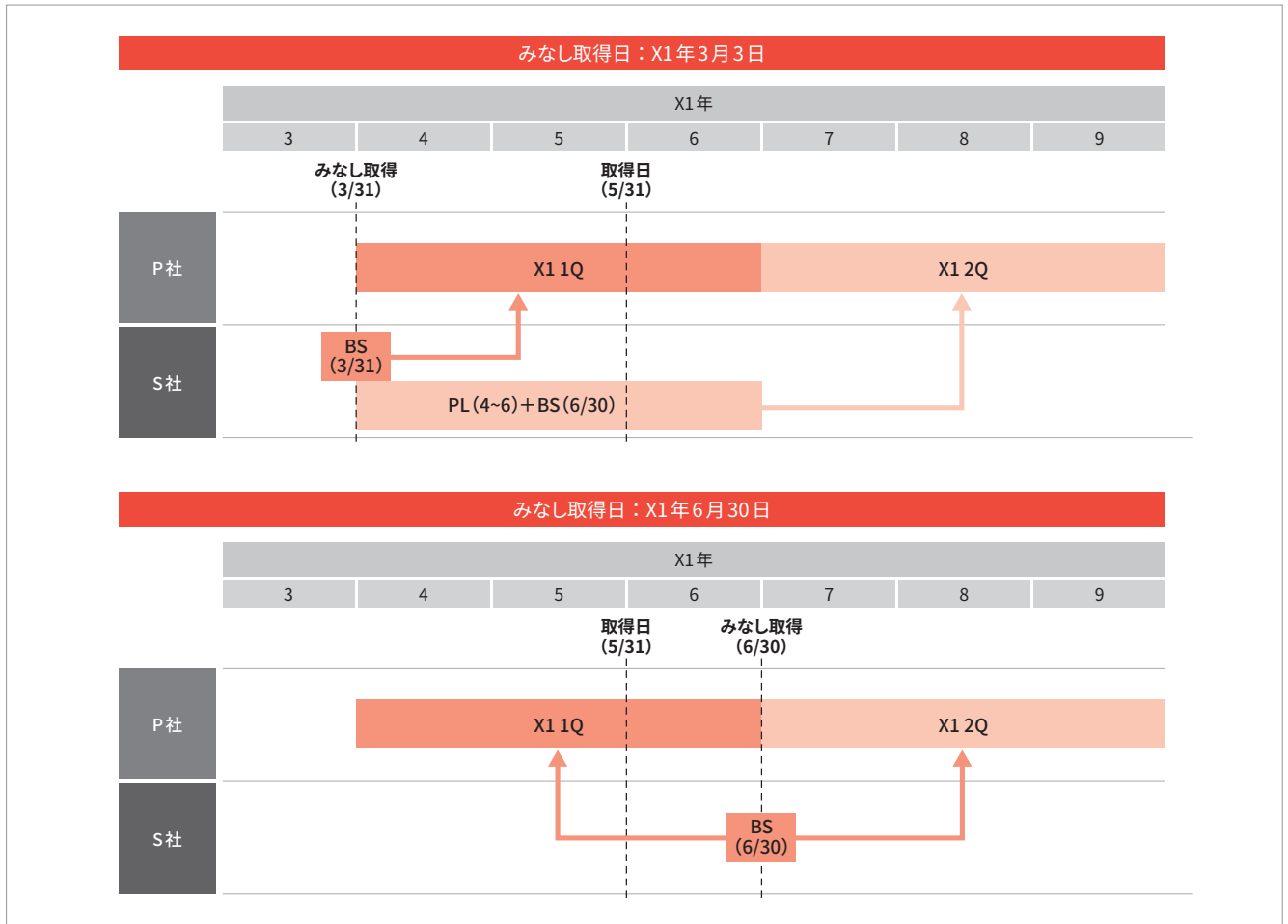
海外M&Aでは(1)で述べたような対象海外企業のGAAP差異の調整や決算早期化など、買収元の日本企業の連結財務諸表作成のために相応の時間を要する作業が発生するのが一般的ですが、上記のみなし取得日や3カ月以内の決算日の差異を利用し、連結作業に必要な準備のリードタイムを確保して計画的に作業を進められる可能性があります。

ここでは設例として、以下の前提に基づいた海外M&Aのケースを考えてみましょう。

【前提】

- 親会社である日本のP社は、海外にあるS社の株式の60%をX1年5月31日に取得し、同社を子会社化した。
- P社は3月決算会社（日本の会計基準に準拠）であり、S社は12月決算会社（現地会計基準に準拠）である。
- P社とS社はともに上場企業で四半期財務諸表を作成している。
- P社が本件取得後に日本での継続開示目的の連結財務諸表作成のためにS社を連結するにあたっては、S

図表2：GPの共通支配下の取引の場合の各論点へのマッピング



出所：PwC作成

社の財務諸表を3カ月前の四半期決算を基礎として取り込む。

この設例の場合、まず①で述べたみなし取得日は前後いずれかの決算日として、X1年3月31日かX1年6月30日を選択することができます。また、②で述べたP社とS社の決算日の差異が3カ月以内であるため、3カ月前の子会社の財務情報を基礎として親会社の連結財務諸表に取り込むことが許容されます。

こうしたみなし取得日と子会社の財務諸表の連結期間を図示すると、図表2のようになります。②で述べた3カ月以内の決算日の差異の規定を利用し、①で述べたみなし取得日を前後いずれかの決算日を選択するかにより、X1年6月30日に到来するP社の第1四半期連結財務諸表で必要となるS社の財務情報が異なります。みなし取得日を実際の取得日より前であるX1年3月31日とした場合は、子会社は決算締めを3カ月かけて実施することができ、親会社への連結パッ

ケージの作成やIFRS調整仕訳作成のための十分な時間を確保することができます。また、みなし取得日を実際の取得日よりも後であるX1年6月30日とした場合、親会社の第1四半期の連結決算に向けた時間の確保はできませんが、第2四半期以降の連結決算に向けた準備期間を6カ月確保することができます。

- **みなし取得日をX1年3月31日とした場合**：P社の第1四半期の連結財務諸表では、S社のX1年3月31日の貸借対照表の情報のみを支配獲得日時点の情報として取り込むことになります。そのため、P社の求める連結決算スケジュールに対してS社が決算締めを行うことができない場合でも、必要となるS社の財務情報は3カ月前の貸借対照表のみとなるため、時間的な余裕をもって現地会計基準の決算締めやGAAP差異の調整を行えるようになります。
- **みなし取得日をX1年6月30日とした場合**：P社の第1四

半期で必要となるS社の財務情報はX1年6月30日の貸借対照表の情報のみとなります。この選択が考えられるのは、S社がP社の連結決算スケジュールに沿った対応が可能な場合、GAAP差異が重要ではなく調整が限定的である場合、初回の連結決算対応には手厚く外部アドバイザーを起用する場合など、S社の貸借対照表に係る財務情報を比較的容易に作成できるまたはバックアップが充実しているケースが考えられます。この場合、P社の連結財務諸表の作成においては3カ月前のS社の財務情報を基礎としているため、翌第2四半期の連結財務諸表においても必要なS社の財務情報はX1年6月30日の貸借対照表のみとなります。そのため、第3四半期に向けて、外部アドバイザーに委託していた決算領域の内製化などの準備期間を多く確保できます。

2 イン・アウトM&AにおけるPPA

M&Aにおいて必要となる重要な財務報告上の手順の1つとして、企業結合処理に係るPPA (Purchase Price Allocation：取得原価の配分) があります。PPAとは、M&Aで取得企業が被取得企業を買収した際に支払った対価を被取得企業の資産および負債に配分し、取得企業の連結財務諸表に計上するまでの一連の作業を指します。

PPAが適切に行われないと、例えば、買収後の連結財務諸表において識別すべき無形資産等が区分されずにのれんに含まれたままとなり、買収元の日本企業が多額の減損リスクを抱えたり、また投資家にとって有用なM&Aのシナジー効果が適正に表示されないなどの影響があります。特に、規模の大きな買収案件においては、PPAの結果が及ぼす影響はさらに大きいものとなります。また取引の性質上、通常PPAの作業は時価評価の専門家に報告書の作成を委託して行うことはもちろん、PPAの結果に対する監査手続において監査人の中で時価評価を専門とするチームメンバーが関与し、企業と監査人の判断の相違があった場合には極めて専門的なやり取

りが数カ月にはわたって継続することも稀ではありません。また、PPAにおいて識別する無形資産の定義は日本基準、IFRSおよび米国基準（以下、総称して「3会計基準」）で異なっており、海外M&Aにおいてはどの基準を基礎としてPPAを実施するかを検討、および3会計基準の関連論点の差異の十分な理解が求められます。このように、PPAはM&Aにおいて非常に重要な手続ですが、海外M&Aではその重要度・複雑性は一層高まると言えます。

こうした重要度も踏まえ、PPAの実施時期は企業結合日から1年以内に行うとされており、いわば買収元企業に「猶予」が与えられています。この1年の期間は3会計基準で同様ですが、当該期間内に適切なPPAを完了させるには、PPA作業とそれに対応する監査の期間も考慮したスケジュールの事前検討を十分に行い、計画的に進めることが重要となります。なお、1(2)で述べたみなし取得日を用いる場合には、PPAにおける資産および負債の時価の測定時点もみなし取得日になると考えられます。

イン・アウトM&AのPPAでは、日本の会計基準のみならず、IFRSまたは米国基準に基づいてPPAが実施されることもよくあります。これは、1(1)で述べたようにPITF18号の一環として、在外子会社等の財務諸表がIFRSまたは米国基準に基づいて作成されていれば、限定された修正項目を除いてそのまま日本基準の連結財務諸表に取り込むことができる、とされていることによるものです。

上記のような事情も反映し、PPAの実行においては3会計基準における規定の差異（特に、IFRSと米国基準は類似しているため、両基準と日本基準の差異）をよく把握したうえで、どの会計基準の建付けで実行するかなどをPPA評価の専門家や監査人とも確認し、実行することが望まれます。こうしたPPAに関連するGAAP差異として代表的な2つを図表3にまとめました。概要については、次に簡単に説明します。

PPAに関連するGAAP差異①—— 識別可能な無形資産の要件 PPAに関連する3会計基準のGAAP差異として、識別可能

図表3：PPAに関連する3会計基準におけるGAAP差異

項目	日本基準	IFRS・米国基準
① 識別可能な無形資産の要件	分離して譲渡可能である	(a) 分離可能である (b) 契約またはその他の法的権利から生じているのいずれかに該当する場合
② のれんの償却・非償却	20年以内の期間で定額法等により償却する	のれんは償却しない。 少なくとも毎期1回は減損テストを実施する必要がある

出所：PwC作成

な無形資産の要件が挙げられます。日本基準では、法律上の権利など分離して譲渡可能な無形資産が含まれる場合は識別可能なものとして取り扱ふとされており（企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」第29項）、分離して譲渡可能かという点が無形資産の識別の可否の要件となります。一方、IFRSおよび米国基準では、(a) 分離可能である、(b) 契約またはその他の法的権利から生じている、のいずれかに該当する場合は識別可能なものとして取り扱ふとされており（IAS第38号「無形資産」、Subtopic 805-20「企業結合—識別可能な資産及び負債、並びに非支配持分」）、分離可能であるか否かは必ずしも必要とされていない点で異なります。しかしながら、識別可能な無形資産の要件のGAAP差異が無形資産の識別に与える実務上の影響は、限定的なケースが多いと考えられます。

PPAに関連するGAAP差異②——のれんの償却・非償却

無形資産の要件の他には、PPAに直接関連する差異ではないものの、PPAにより無形資産を識別した結果の残余部分としてののれんの償却の要否というGAAP差異があります。日本基準ではのれんを20年以内の期間で定額法等により償却しますが（企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」第32項）、IFRSおよび米国基準ではのれんは償却しません（IFRS第3号「企業結合」、Subtopic 350-20「無形資産—のれん及びその他—のれん」）。

この差異はPPAに直接関連する差異ではないものの、PPAの際の無形資産を識別する範囲や粒度において買収側の意思決定に影響を及ぼす場合があります。PPAで識別された無形資産とのれんは、日本基準では、両者の償却年数が異なる可能性はあるものの、償却性資産として毎期償却費が発生し損益に影響を与える点では同様のため、PPAにおいて無形資産の識別は買収者にとって重要なポイントにはならないことも多く見られます。一方で、IFRSおよび米国基準では、のれんは非償却性資産であり、また無形資産の中でも性質によっては「耐用年数を確定できない無形資産」として非償却が認められる場合があり、償却性資産として識別された無形

資産とは当初認識後の会計処理が異なることとなります。また、IFRSおよび米国基準において、のれんおよび耐用年数を確定できない無形資産は非償却の代わりに少なくとも年1回は減損テストを実施する必要がある（IAS第36号「資産の減損」、Subtopic 350-20「無形資産—のれん及びその他—のれん」）、毎期償却する日本基準と比べて、減損損失が生じた場合の金額的影響が大きくなるリスクが残ります。

3 おわりに

海外M&Aの財務報告関連PMIにおいては、国内企業同士のM&Aで必要とされるタスクに加えて、本稿で取り上げたようなGAAP差異に係る論点やPPAに係る論点を検討・整理することなど、さまざまな追加タスクを実行することの必要性が高まります。しかもイン・アウトM&Aでは多くの場合、買収元企業（およびその日本国内での専門家・アドバイザー）と買収先企業だけでなく、海外の専門家・アドバイザー（買収先企業の監査人含む）が関与するため、英語やその他の外国言語の使用も含め、複雑になり得る当事者間のコミュニケーションをいかに整流化し、スムーズかつ着実に進めていくかが大きなポイントとなります。一方で、本稿で取り上げたみなし取得日や決算日差異など決算の実務負担を軽減可能な会計実務上の容認規定等もあるため、買収元企業ではディール検討中・買収実行前の戦略策定段階からどのような措置を取り得るか、どのように実行していくかなどのオプションを模索し、比較・検討しておくことが有用と考えられます。

イン・アウトM&Aに係る財務報告を円滑に実行し成功に導くためには、買収元の日本企業がプロジェクト体制を早期に構築し、本稿で述べてきたポイント等を社内で、そして必要に応じて社外専門家・アドバイザーを関与させたいうえでよく検討・考慮し、戦略的にディールを実行していくことが重要と言えます。

坂井 嘉兵衛（さかい かねへい）

PwC Japan 有限責任監査法人 財務報告アドバイザー一部
シニアマネージャー

2015年公認会計士登録。国内外のM&Aの会計アドバイザーサービスのほか、決算早期化や内部統制の構築を含む連結決算支援業務、決算プロセスの高度化支援等に従事。

メールアドレス：kahei.sakai@pwc.com

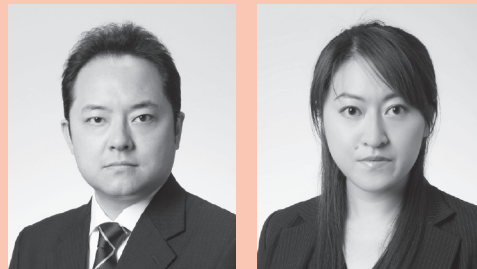
山本 晋（やまもと すずむ）

PwC Japan 有限責任監査法人 財務報告アドバイザー一部
シニアマネージャー

大手監査法人にて国内および海外企業の会計監査業務を経た後、2016年に入所。IFRS導入支援をはじめ、M&Aおよび買収後統合作業（PMI）における会計アドバイス、直近ではサステナビリティ開示支援や新リース会計基準対応支援など多様なアドバイザー業務を提供。

メールアドレス：susumu.yamamoto@pwc.com

継続ファンドに関する会計論点



PwC Japan 有限責任監査法人
パートナー 嶋方 亮

PwC Japan 有限責任監査法人
財務報告アドバイザリー部
マネージャー 高田 栄理

はじめに

プライベート・エクイティファンド等の投資ファンドにおいて、その投資先企業の価値をより高めたり、投資先企業への投資に柔軟性を与えたりする手段の1つとして、継続ファンドを使用した投資形態の採用を検討する事例が増えています。

継続ファンドを採用することにより、投資ファンドはさまざまなメリットを得られますが、選択するスキームによって、貸借対照表や損益計算書に与えるインパクトが変わる可能性があります。

本稿では、継続ファンドとはどのようなものかを説明した上で、継続ファンドを採用したときに想定される2つのスキームを取り上げ、それぞれのスキームで生じる主要な会計論点に関して、日本基準の単体と連結、および国際財務報告基準(IFRS、連結)における一般的な会計処理について解説します。本稿で取り上げるスキームの1つ目は、ファンドのジェネラルパートナー(以下、GP)の共通支配下の取引に該当した場合です。また、2つ目は、別の新規投資会社からの出資を受け、その新規投資会社が投資先企業の支配持分を保有している場合です。

なお、文中の意見に係る記載は筆者の私見であり、PwC Japan 有限責任監査法人および所属部門の正式見解ではないことをお断りします。

1 継続ファンドの概要

一般的な継続ファンドを使用した投資形態は、GPが運営する既存ファンドの保有資産を、同一のGPが組成した新規のファンドが取得するというものです(図表1)。ここでGPが組成する新規のファンドのことを「継続ファンド」と呼びます。

この際、既存リミテッドパートナー(以下、LP)が出資を完了させ、その代わりに新規LPが出資を行うことや、新規投資会社が追加で出資を行うケースも考えられます。

日本において継続ファンドを実際に採用して組成する事例はまだ少ない状況ですが、2022年10月にベンチャーキャピタルが継続ファンドを設立した事例があります。

継続ファンドを採用する主要なメリットとして、以下の3つが挙げられます。

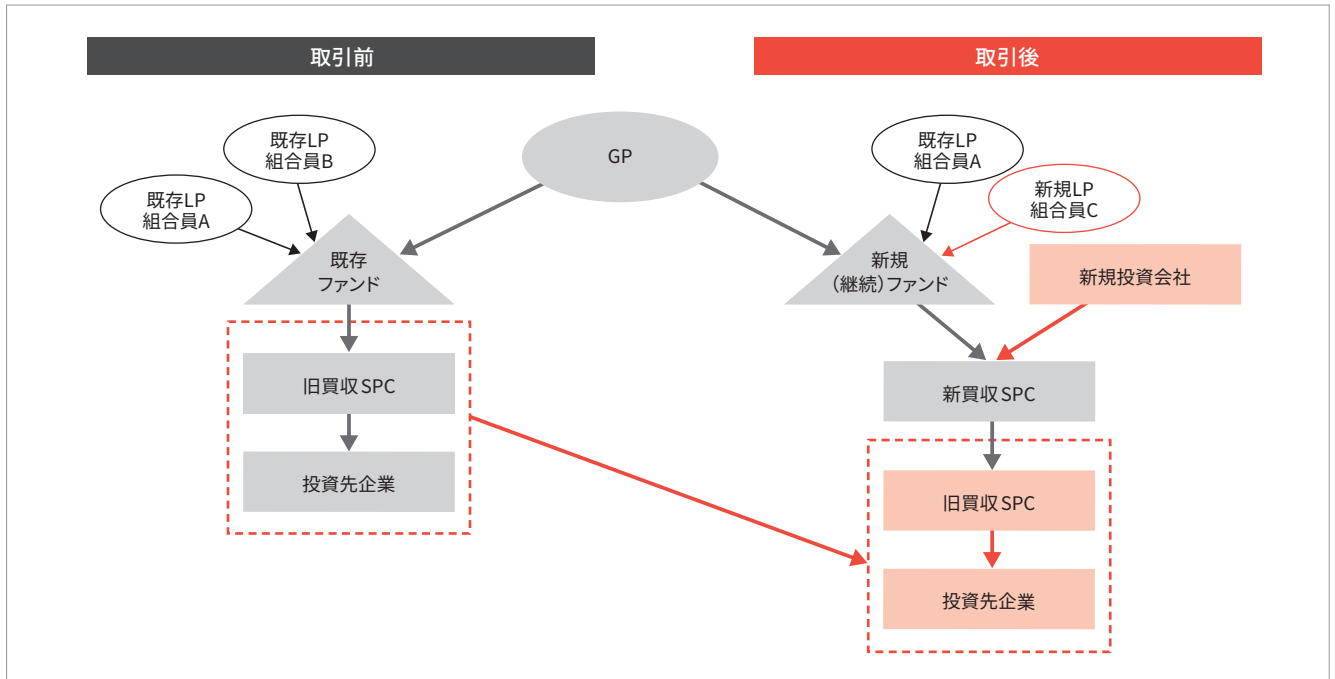
① 価値を最大化するための投資期間の延長が可能

プライベート・エクイティファンド等の投資ファンドには、通常、運用や償還の期限があります。何らかの理由で、投資先企業の上場までの期間がファンドの期限を超えそうな場合や、市況が悪化してからではなく、市況が回復してから上場や投資売却を行ったほうがファンドにとって有利である場合に、投資ファンドとしてはファンドの期限を延長したい、という希望を持つことがあります。継続ファンドには実質的にファンド期限を延長する効果があることから、既存ファンドから新規ファンドに投資先企業を移行することで、この希望を叶えることができます。

② 投資先企業の一部の現金化が可能

継続ファンドを使用した場合、投資先企業を新規ファンドに移行する際に、新規で追加の外部出資を受けることがあります。この追加の外部出資は、既存ファンドから見た投資先

図表1：一般的な継続ファンドの投資形態



出所：PwC作成

企業の売却額を填補することになるため、既存ファンドから見ると投資の一部を現金化できることになります。

③ 既存投資家へ投資の柔軟性を与えることが可能

例えば既存投資家であるLPが、今後も投資先企業へ投資したい場合は、投資先企業の移行先の継続ファンドに投資を続けることを選択できます。一方、LPが投資先企業への投資を完了したいと考えた場合、既存ファンドが継続ファンドへ投資先企業を売却する際に、投資の引き上げを選択できます。このように、継続ファンドは既存投資家に対して柔軟な投資の選択肢を提供します。

以下では、日本基準およびIFRSそれぞれについての継続ファンドを使用した投資形態に係る主要な会計論点を解説します。

2 GPの共通支配下の取引に該当した場合の会計処理

継続ファンドを使用した投資形態は、同一のGPの下で行われる取引であるため、「共通支配下の取引」に該当する可能性があります。「共通支配下の取引」が否かにより、既存ファンドおよび新規ファンド傘下の新買収SPC（特別目的会社）での投資先企業の会計処理が変わります。

なお、継続ファンドを使用した投資形態では、現金を対価としないと継続ファンドを採用する目的が達成できないことが多いため、以下では「現金」を対価とした場合の、既存ファンドおよび新買収SPCでの会計処理に限定して解説します。

1. 共通支配下の取引か否かの判定（図表2、2-1）

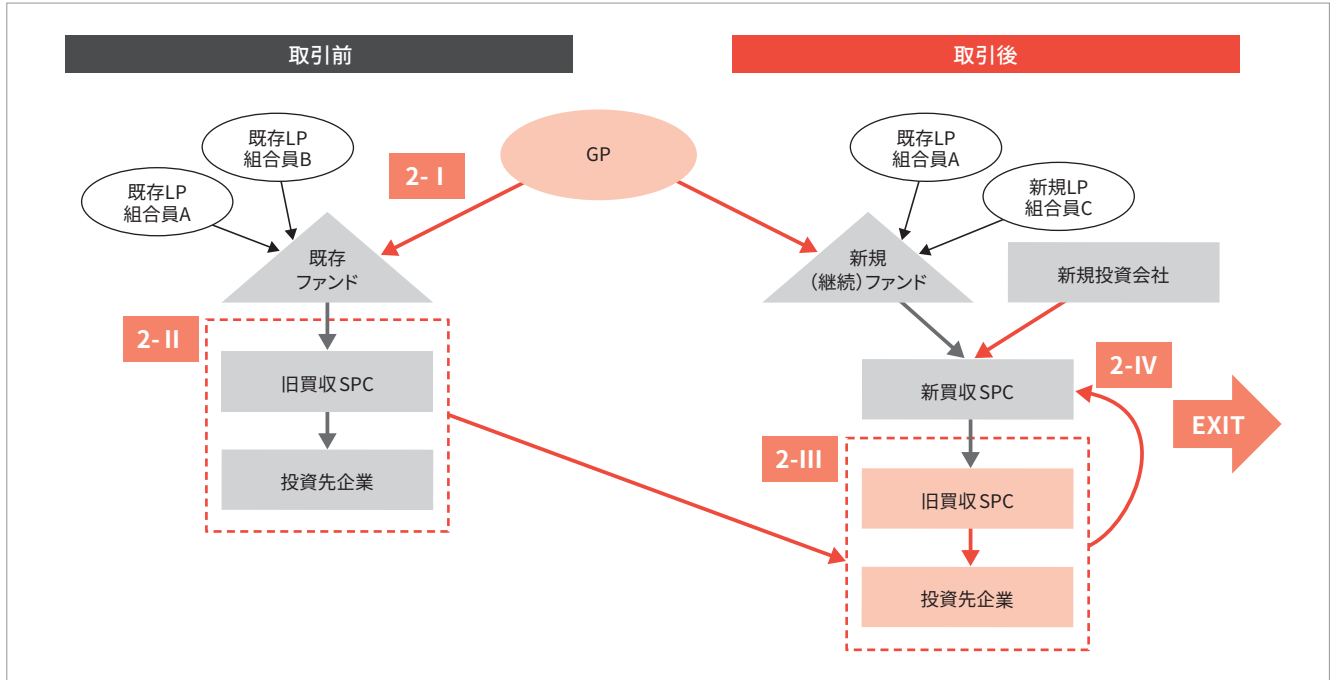
日本基準において、共通支配下の取引とは、「結合当事企業（又は事業）のすべてが、企業結合の前後で同一の株主により最終的に支配され、かつ、その支配が一時的ではない場合の企業結合」（企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」16項）とされています。

なお、支配の主体である「同一の株主」は企業に限定されず、個人も含まれます（企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」第201項）。

継続ファンドの場合、基本的にはGPが、自身が受け取る配当や投資売却時点でのキャピタルゲインの最大化のために投資の意思決定を行い、投資先企業の売買を行います。そのため、GPの傘下の事業体である既存ファンドと新規ファンドを支配していると会計上判定されることが多く、継続ファンドを使用した投資形態で行われる旧買収SPCと投資先企業の売買取引は共通支配下の取引として判定されることが多いと考えられます。

一方、IFRSにおける共通支配下の定義は、基本的には日

図表2：GPの共通支配下の取引の場合の各論点へのマッピング



出所：PwC作成

本基準と変わらないものの、IFRSにおいては「事業」の定義や「支配」の判定について詳細な規定があるため、必ずしも日本基準での共通支配下の取引とIFRSでの共通支配下の取引が同一になるとは限らない点に留意が必要です。

II. 既存ファンドの会計処理 (図表2、2-II)

継続ファンドを使用した投資形態では、既存ファンドが、保有している旧買収SPC株式を新規ファンド傘下の新買収SPCに現金を対価として売却するのが一般的なスキームであるため、既存ファンドは旧買収SPCを通じた投資先企業への投資を事実上清算することになります。そのため、日本基準における既存ファンドの単体会計処理上は、基本的には単体で計上している旧買収SPC株式の簿価と対価である現金との差額を売却損益として計上します。

また、日本基準における既存ファンドの連結上の会計処理は、既存ファンドが、投資先企業の資産負債を含めた旧買収SPCの資産負債全てを新規ファンド傘下の新買収SPCに現金を対価として売却することになります。新買収SPCへの資産負債の売却は、現金を対価とする場合、既存ファンドにとっては投資先企業への投資の清算と扱われ、連結上も単体と同様、連結簿価と対価である現金との差額を売却損益として計上することになると考えられます。

なお、IFRSにおいては、投資先企業に対する支配の喪失の会計処理を行うこととなりますが、現金を対価として投資

先企業への投資を全て売却する場合においては、結果として、日本基準の連結会計処理と同様の会計処理になると考えられます。

III. 新規ファンド傘下の新買収SPCの会計処理 (図表2、2-III)

継続ファンドを使用した投資形態は、新規ファンドの傘下に新買収SPCを設立し、この新買収SPCが既存ファンドから投資先企業を保有する旧買収SPCの株式を取得するのが一般的なスキームです。新買収SPCが新規ファンドおよび新規投資会社から出資を受け、金融機関から借入を実行し、対価である現金を支払うことにより買収を行うため、以下では新買収SPCの会計処理に焦点を当てて解説します。

日本基準における新買収SPCの単体会計処理について、新買収SPCが、既存ファンドが保有している旧買収SPC株式を、現金を対価に購入することになるため、旧買収SPC株式を子会社株式として計上します。

一方、日本基準における新買収SPCの連結上の処理について、継続ファンドを使用した投資形態では、新買収SPCが、投資先企業の資産負債を含めた旧買収SPCの資産負債全てを、現金を対価に買収することになります。本買収取引がGPの共通支配下の取引に該当したという前提で現金を対価として買収が行われた場合は、受け入れた資産負債の簿価と

現金との差額をのれんとして計上することになります。なお、共通支配下の取引に該当した場合、新買収SPCが受け入れる資産負債の簿価は、既存ファンドの連結財務諸表上で計上されていた簿価を引き継ぐことになると考えられます。

IFRSでは日本基準と違い、共通支配下の取引がIFRS第3号「企業結合」の適用範囲から除かれているため、共通支配下の企業または事業間の結合に係るガイダンスはありません。そのため、実務上は、各企業で選択して定めた会計方針に従って会計処理することが多いと考えられます。一般的に共通支配下の取引に該当する取引は、売却元で計上していた資産負債の簿価を引き継ぎ、買収先が支払った対価との差額を資本として計上する「簿価引継法」、または売却元で計上していた資産負債を公正価値で測定し、買収先が支払った対価との差額をのれんとして計上する「取得法」の2つの方法が存在します。各企業はこのどちらかの方法を、毎期継続し、首尾一貫して適用することを前提に会計方針として選択します。

一方、継続ファンドを使用した投資形態の場合、新買収SPCは投資先企業への投資を行うのみで、IFRS第3号「企業結合」において定義されている「事業」を行っていない事業体であると考えられます。このため、継続ファンドを使用した投資形態による買収取引は「企業結合」に該当せず、「資本の再編成」に該当すると考えられます。ここで、「資本の再編成」とは、「企業集団の経済的実質は変わっていないが、企業集団の構造が変わること」をいいます。この「資本の再編成」に該当する場合、新買収SPCは、旧ファンドから受け入れる資産負債を旧ファンド側で計上していた簿価で受け入れることになり、対価との差額はのれんではなく資本のマイナスとして扱うことになると考えられます。

IV. 新規ファンドによる投資売却時の論点 (図表2、2-IV)

継続ファンドを使用した投資形態に限らず、新規ファンドが投資先企業を売却する際には、新買収SPCと旧買収SPCおよび投資先企業を合併し、この合併存続会社を上場申請企業とした新規株式公開、または投資売却というスキームを採用することが多く見られます。

この合併処理が論点になるのは単体の会計処理のみになるため、以下では、日本基準における単体の会計処理のみ解説します。なお、以下の解説は親会社と子会社（孫会社含む）の3つの事業体が合併する順合併を前提としています。

共通支配下において、新買収SPC（親会社）と旧買収SPCおよび投資先企業（子会社および孫会社）の3つの事業体全てが順合併する場合、新買収SPCにおいて子会社および

孫会社から承継する資産負債を連結簿価で計上し、新買収SPC（親会社）が保有する抱合せ株式（子会社株式である新買収SPC株式全額）との差額を「抱合せ株式消滅差損益」として処理します。

継続ファンドを使用した投資形態を前提とした場合、具体的に新買収SPC（親会社）が承継する資産負債の連結簿価は、一般的には以下の内容で構成されることが考えられます。

- (1) 既存ファンドが買収した時点で識別可能資産として認識した各償却資産の測定額から、償却資産の償却後の残高
- (2) 既存ファンドが買収した時点で識別可能負債として認識した引当金から、合併時点までに引当金の取り崩しがあればその取り崩し額を控除した後の残高
- (3) 既存ファンドが買収した時点で計上したのれん額から、投資売却までの期間に渡って償却した額を控除したのれん残高

3 新規投資会社が投資先企業を支配している場合の会計処理

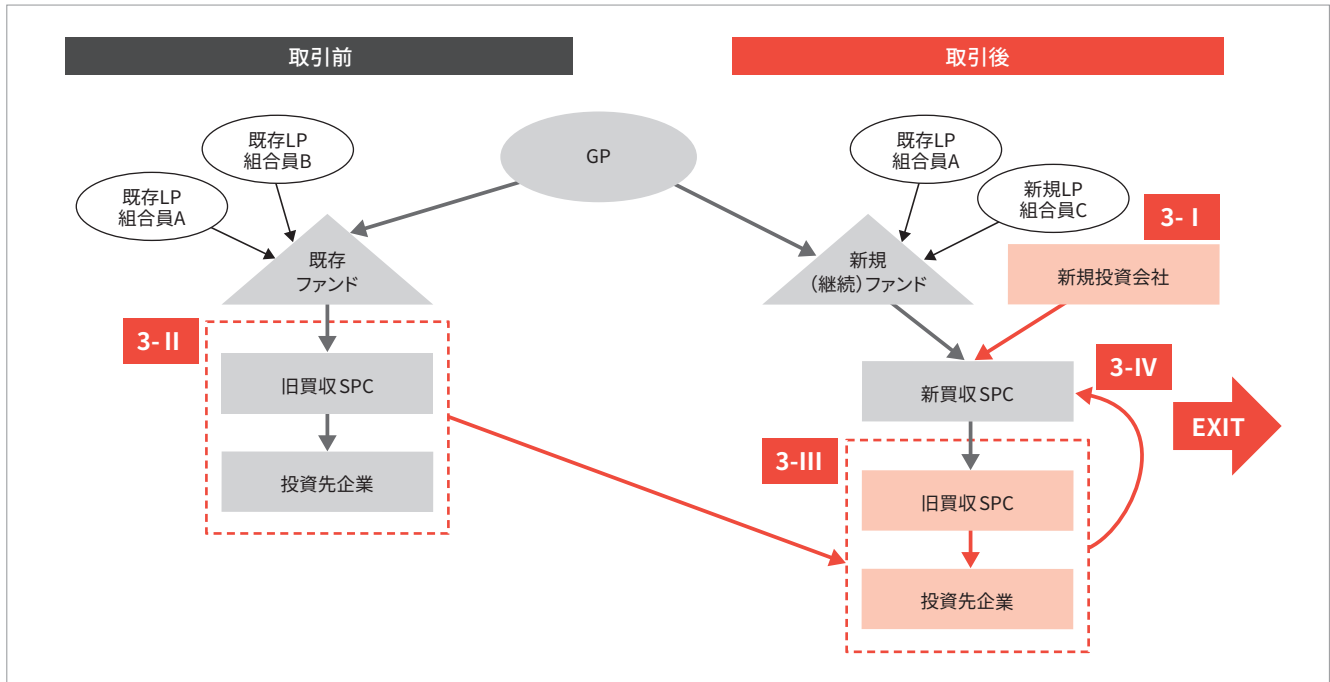
継続ファンドを使用した投資形態には、既存ファンドが投資先企業の買収後から継続ファンドへの移行までの期間に、投資先企業のEBITDAを改善し、投資先企業の企業価値を向上させているという前提があります。この場合、継続ファンドを使用して新規ファンドが投資先企業を買収する際には、既存ファンドが当初投資した額よりも多額の投資額が必要になります。取引の実行にあたっては、新規ファンドと共同で出資に同意する新規投資会社からの出資も受けた上で、新買収SPCでも新規の借入を実行し、投資先企業へ再投資をすることも考えられます。

このとき、新規投資会社が支配持分を保有する場合は、既存ファンドによる投資先企業の新規ファンドへの売却取引は、GPの共通支配下の取引ではなくなる可能性があります。

I. 新規投資会社が支配を有するか否かの判定 (図表3、3-1)

一般に、日本基準においてもIFRSにおいても、新規投資会社が、新買収SPCが発行する議決権付株式の過半数を保有している場合は、会計上は新規投資会社が新買収SPCを通して投資先企業を支配していると判定されることが多いと考えられます。他方で、例えば、GPに投資先企業の意思決定機関の役員の過半数を指名できる権利を付与するなどの状

図表3：新規投資会社が支配を有する場合の各論点へのマッピング



出所：PwC作成

況があると、議決権比率に限らず、新規ファンド側を通してGPの支配があるとみなされる可能性があります。そのため、GPの共通支配下か否かの判定同様、新規投資会社の支配の有無の検討には、新規ファンドと新規投資会社における契約内容や各諸条件を考慮した慎重な検討が必要になります。

以下II、IIIでは、新規投資会社が新買収SPCを通して、投資先企業を支配していると会計上判定された場合の会計処理を解説します。

なお、契約内容や各諸条件次第では、新規ファンドと新規投資会社が新買収SPCを通して投資先企業を共同支配する、という可能性もあります。

新規ファンドと新規投資会社が共同支配していると会計上判定された場合においても、各事業体においては、以下で述べる会計処理と同様になると考えられます。

II. 既存ファンドの会計処理 (図表3、3-II)

既存ファンドは現金を対価に保有している旧買収SPC株式を新規ファンド傘下の新買収SPCに売却するのが一般的なスキームであることから、2と同様に、既存ファンドは旧買収SPCを通じた投資先企業への投資を事実上清算することになります。このため、日本基準における既存ファンドの単体会計処理上は、基本的には単体で計上している旧買収SPC株式の簿価と対価である現金との差額を売却損益とし

て計上します。

日本基準における既存ファンドの連結会計上の処理については、2と同様に、既存ファンドが、投資先企業の資産負債を含めた旧買収SPCの資産負債全てを新規ファンド傘下の新買収SPCに、現金を対価として売却することになります。新規投資会社による投資先企業への支配が認められる場合、新買収SPCへ投資先企業を売却することによって投資先企業への投資を清算することになります。そのため、既存ファンドの連結会計上も、連結簿価と対価である現金との差額は売却損益として計上します。

IFRSにおいても、日本基準の連結上の会計処理と同様の会計処理になると考えられます。

III. 新規ファンド傘下の新買収SPCの会計処理 (図表3、3-III)

日本基準における単体会計処理は、2と同様に、新買収SPCが、既存ファンドが保有している旧買収SPC株式を、現金を対価として購入することになるため、旧買収SPC株式を子会社株式として計上します。

一方、日本基準における新買収SPCの連結会計処理は、新買収SPCが、投資先企業の資産負債を含めた旧買収SPCの資産負債全てを、現金を対価として買収することになります。新規投資会社が投資先企業を支配している場合は、この取引は新買収SPCによる「取得」取引に該当します。その

ため、識別可能資産負債は時価で測定し、識別可能資産負債の測定額と対価である現金との差額はのれんとして計上することになります。

IFRSにおいても日本基準の連結会計処理と同様、新規投資会社が投資先企業を支配している場合、新買収SPCによる投資先企業を含む旧買収SPCの買収は、IFRSにおいて「企業結合」に該当すると考えられます。

そのため、現金を対価とした場合、識別可能資産負債は公正価値で測定し、識別可能資産負債の測定額と対価である現金との差額はのれんとして計上することになります。

IV. 新規ファンドにおける投資売却時の論点 (図表3、3-IV)

2で述べた内容と同様という前提で、新規ファンドが投資を売却する場合に採用する合併スキームについて、日本基準上の新規ファンドの単体の会計処理を解説します。

新規投資会社が支配を有する場合で、新買収SPC（親会社）と旧買収SPCおよび投資先企業（子会社および孫会社）の3つの事業体全てが順合併する場合、新買収SPCにおいて、子会社および孫会社から承継する資産負債を連結簿価で計上し、新買収SPC（親会社）が保有する抱合せ株式（子会社株式である新買収SPC株式全額）との差額を「抱合せ株式消滅差損益」として処理します。

このとき採用される連結簿価は、共通支配下で行われた合

併の場合と測定額が変わってくるため、注意が必要です。

継続ファンドを使用した投資形態を前提とした場合、具体的に新買収SPC（親会社）が承継する資産負債の連結簿価とは、一般的には以下の内容で構成されると考えられます。

- (1) 新規ファンドの傘下の新買収SPCが、旧買収SPCおよび投資先企業を買収した時点で識別可能資産として認識した各償却資産の測定額から、償却資産の償却後の残高
- (2) 新規ファンドの傘下の新買収SPCが、旧買収SPCおよび投資先企業を買収した時点で識別可能負債として認識した引当金から、合併までに引当金の取り崩しがあればその取り崩し額を控除した後の残高
- (3) 新規ファンドの傘下の新買収SPCが、旧買収SPCおよび投資先企業を買収した時点で新たに計上したのれん額から、投資売却までの期間に渡って償却した額を控除したのれん残高

4 おわりに

2および3で解説したように、継続ファンドを使用した投資形態は、それぞれのケースで会計処理や測定額が変わる可能性があります。

図表4：継続ファンドにおける各エンティティの主要会計論点まとめ

対象会社		既存ファンド			新規ファンド傘下の新買収SPC				
時点		買収対象会社移行時							Exit直前の合併時
セクション	会計処理	【日本基準】		【IFRS】	【日本基準】		【IFRS】	【日本基準】	
		単体	連結		単体	連結			単体
3. GPの共通支配下の取引である場合	資産負債の測定額	2-II (図表2)			2-III (図表2)			2-IV (図表2)	
	資産負債と対価の差額	簿価	連結簿価	連結簿価	取得原価	簿価 ※既存ファンドで付されていた測定額をベースとした簿価	簿価 ※既存ファンドで付されていた測定額をベースとした簿価	連結簿価 ※既存ファンドで付されていた測定額をベースとした連結簿価	
	資産負債と対価の差額	売却損益	売却損益	売却損益	N/A ※差額は生じない	のれん	資本項目	抱合せ株式消滅差損益	
4. 新規投資企業の支配がある場合	資産負債の測定額	3-II (図表3)			3-II (図表3)			3-IV (図表3)	
	資産負債と対価の差額	簿価	連結簿価	連結簿価	取得原価	公正価値	公正価値	連結簿価 ※新規ファンドで付された測定額をベースとした連結簿価	
	資産負債と対価の差額	売却損益	売却損益	売却損益	N/A ※差額は生じない	のれん	のれん	抱合せ株式消滅差損益	

出所：PwC作成

図表4で、それぞれのケースごとの会計処理と測定額をまとめています。

継続ファンドを使用した形態はプライベート・エクイティファンドのような投資を行う企業にとってメリットが多いものの、実際に継続ファンドを使用した場合は、そのスキーム

の条件等により検討事項および内容が複雑になります。また、図表4からもわかるように、採用する会計基準によっても会計処理が変わる可能性が高くなります。そのため、専門家を交えて慎重に検討することが望まれます。

嶋方 亮 (しまかたりょう)

PwC Japan 有限責任監査法人 パートナー、上席執行役員
プライベート・エクイティインダストリーリーダー
金融ならびに非金融のさまざまな業種において、IFRSならびに米国会計基準など包括的会計基準導入プロジェクトに多数従事。また、SEC登録申請などのクロスボーダー業務にも多数従事。ファンド・金融業・流通・製造業を含む多様な業種、またストラクチャードファイナンスやM&Aを含むさまざまな取引にて、難易度の高い会計的論点に係るソリューションや助言提供の実績を有する（日本基準、米国基準ならびにIFRS）。その他、財務報告プロセス高度化や財務統制強化などの助言においても豊富な経験と実績を有する。

メールアドレス：ryo.r.shimakata@pwc.com

高田 栄理 (たかた えり)

PwC Japan 有限責任監査法人 財務報告アドバイザー一部
マネージャー
公認会計士
PwCあらた監査法人（当時）に入所後、主に製造業の国内企業の監査に従事し、2016年から2年間、大手総合商社に転向。帰任後は主にプライベート・エクイティファンド向けのM&Aに関する会計アドバイスや、総合商社向けの会計アドバイスを担当している。

メールアドレス：eri.takata@pwc.com

事業分離・売却における会計上の 論点とパーシャルスピノフ



PwC Japan 有限責任監査法人
財務報告アドバイザー一部
パートナー 稲田 丈朗

はじめに

近年、日本企業において既存事業もしくはその一部分について分離・売却を行う事例が増加しています。合併・買収(M&A)と同様に、強みのある中核事業への資源の集中をはじめさまざまな目的で、企業の成長戦略の一環として事業分離・売却が行われています。英語では投資(Investment)の反対語であるDivestmentと意味の似ているDivestituresという言葉が近年使われることが多くなっており、実務においても事業分離・売却に関する多様な形態の取引が見られます。財務会計の観点では、合併・買収については詳細なガイダンスをもとに慎重に検討されることが多いですが、事業分離・売却についても検討しなければならない会計上の論点があります。

また、海外で多く見られるスピノフ取引の日本経済における活用を促進するために、令和5年度税制改正により、完全子会社株式の一部を親会社に残す株式分配であるパーシャルスピノフ取引のうち一定の要件を満たす場合に課税対象外とする特例措置(いわゆるパーシャルスピノフ税制)が導入されました。この措置に関する日本会計基準における会計処理を定めるために、関連する企業会計基準適用指針第2号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」が2024年3月22日に改正されています。

本稿では、事業分離・売却(Divestitures)に関して日本会計基準で検討が必要になる主な会計上の論点を紹介するとともに、パーシャルスピノフ取引に関する日本会計基準の適用指針の改正内容について解説します。なお、企業が採用する会計基準が国際財務報告基準(IFRS)や米国会計基準である場合、それぞれの規定に基づいた会計処理・表示および開示が必要になることをご了承ください。本文中の意見に関する部分については筆者の私見であり、PwC Japan 有限責任監査法人および所属部門の公式な見解ではないことを申し添えます。

1 事業分離・売却の類型と想定される会計論点

(1) 事業分離・売却の類型

事業分離・売却にはさまざまな取引形態が見られますが、取引の対象や種類の観点から、大きく分けて以下のいずれかの類型に当てはまる場合が多いと考えられます。

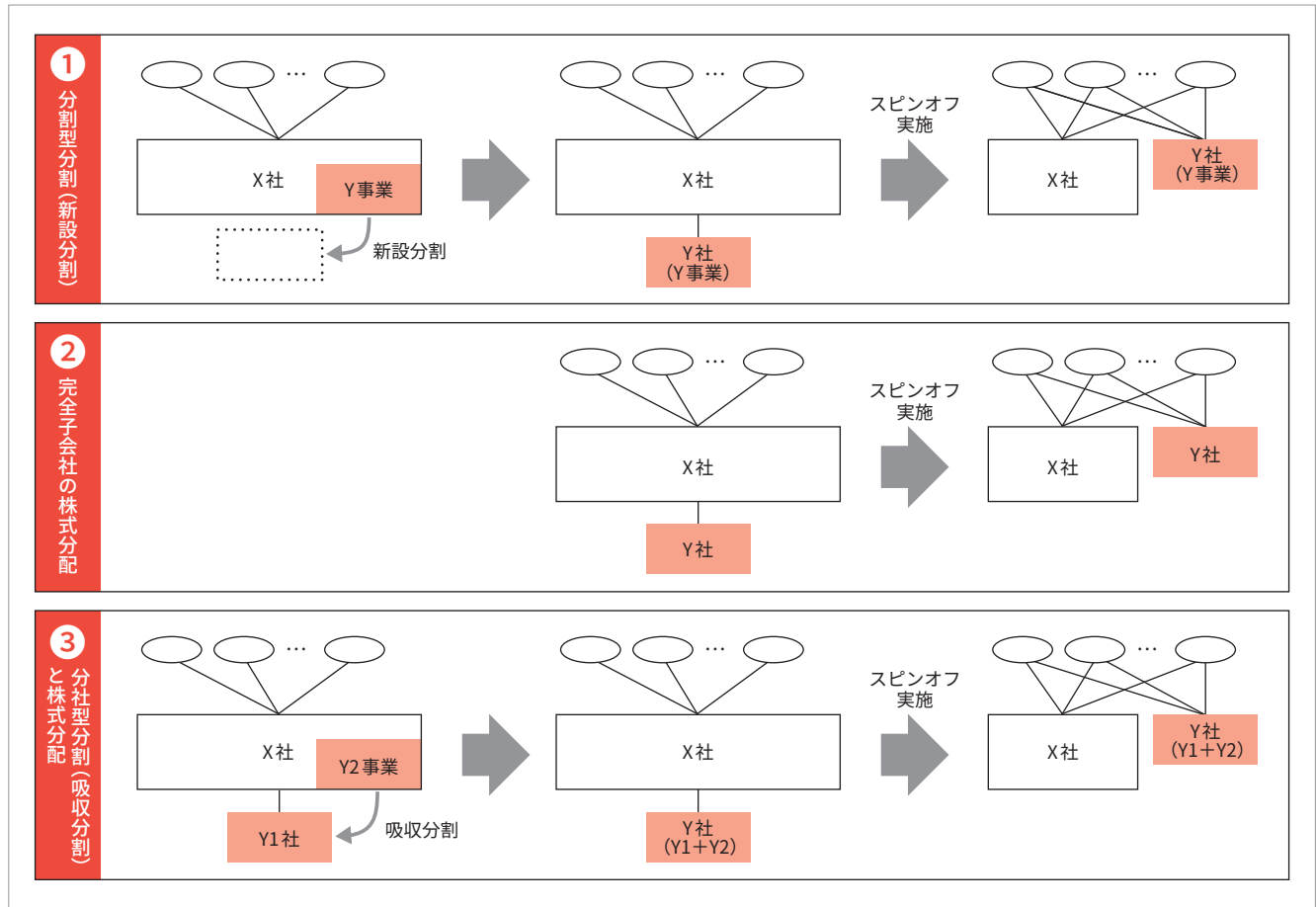
まず、分離・売却取引の対象となる事業の形態に基づく分類は次のとおりです。

- 事業の切り出し(カーブアウト)：親会社またはグループ会社の事業(またはその一部)を切り出して分離・売却します。切り出した事業に独立の法人格を与える場合もあります。
- 子会社株式の譲渡・処分：独立した法人格である子会社の株式を譲渡・処分する形式の取引です。
- その他：上の2つ以外に、事業の切り出し(カーブアウト)と子会社株式の譲渡・処分を組み合わせる場合もあります。

次に、取引の種類に基づく分類は次のとおりです。

- スピノフ：親会社の既存株主に対してその持分に比例して子会社株式を交付する取引を指します。これにより、現金対価の授受または拠出なしに、従来の子会社は親会社から独立した企業となります。一般的に税務上有利となることが多く、日本でも平成29年度税制改正で所定の要件を満たして子会社株式の全てを分配するスピノフは税制適格組織再編として譲渡損益や課税を繰り延べるスピノフ税制が導入されました。
- パーシャルスピノフ：スピノフの一形態で、特に子会社株式の全てではなく、一部を親会社が手で継続保有し、それ以外の株式を親会社の既存株主に比例的に交付

図表1：スピノフの種類



出所：PwC作成

する取引を指します。日本では、令和5年度税制改正で所定の要件を満たすパーシャルスピノフにも税務上の例外措置を設けるパーシャルスピノフ税制が導入されています。

- **新規株式公開（IPO：Initial Public Offering）**：親会社が子会社の株式を証券取引所に新規上場させて募集・売出しを行う取引で、多数の外部投資家から迅速に資金を調達することが可能です。
- **事業売却・譲渡**：最も一般的な取引形態であり、買い手に事業を売却・譲渡することで、現金の対価を直ちに受け取ることができ、他の取引よりも法規制上の要求事項が少ないと言えます。

さらに実務上では、上記のもの以外に多種多様な取引の法形式が見られます。例えば、スピノフだけをとりても、①分割型分割（新設分割）、②完全子会社の株式分配、③分社型分割（吸収分割）と株式分配の組合せのほか、分社型分割（新設分割）と株式分配の組合せなど、さまざまなパターン

が考えられます（図表1）。

このように、財務・会計上の検討を行う上では取引の対象や種類だけでなく、法形式や目的・契約条件を含めてストラクチャーを正確に理解することが重要です。

(2) 一体取引か複数の取引か

上述の通り、事業分離・売却にあたっては多様な取引パターンが考えられます。通常、複数の取引が1事業年度以内に完了する場合など、複数の取引が1つの事業分離を構成していると考えられる場合は、それらを一体として取り扱って会計処理を検討することになります。複数の取引が1つの事業分離を構成しているかどうかは状況によって異なるため、当初取引時における当事者間の意図や取引の目的などを総合的に勘案して、実体に応じて判断することになります（企業会計基準第7号「事業分離等に関する会計基準」第62項）。

複数の取引となった場合のそれぞれの取引の会計処理については、取引の内容や法形式をふまえて、「企業結合に関する会計基準」や「事業分離等に関する会計基準」、「企業結

合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」などを参考にして検討することになります。スピンオフやパーシャルスピンオフについては 2 で解説します。

(3) 事業分離

会社を構成する事業を切り出して別の会社に移転する場合、事業分離の会計処理を検討します。

① 投資の継続・清算

図表2の通り、事業分離の会計処理は、原則として「投資の継続」か「投資の清算」の2つに分けられます。

ただし、事業分離後も移転した事業に対して継続的に関与があり、それが重要であるために移転した事業に対して従来と同様のリスクやリターンがある場合には、投資が清算されたと見なされずに移転損益は認識されないため、注意が必要です。

受取対価が現金等の財産か相手先企業の株式かその両方か、および相手先企業が子会社か関連会社かそれ以外か等によって、個別財務諸表と連結財務諸表それぞれにおける会計処理が細かく規定されています。このため、事業分離等に関する会計基準を参考にして詳細な会計処理を検討することになります。

② 事業分離に要した支出額

発生時にその事業年度の費用として処理します（「事業分離等に関する会計基準」第11項）。

③ 移転した事業に係る株主資本相当額

事業分離の前日において、会計基準に準拠して適正に計算された帳簿価額のうち、移転した事業に係る金額を合理的に区分して算定します（「事業分離等に関する会計基準」第10項）。このためには、移転する事業に係る資産・負債および収益・費用を区分して、カーブアウト財務諸表の作成が必要になります。また、移転した事業に関連する評価・換算差額等（その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益・土地再

評価差額金等）がある場合には、この適正な帳簿価額に含まれます。

カーブアウト財務諸表作成に関する会計上のガイダンスは限定的であり、実務上はさまざまな課題があります。詳細は、PwC's View 第21号「ノンコア事業売却における『カーブアウト財務諸表』の作成」をご覧ください。

④ 分離する事業に含まれる資産・負債の会計処理

上記①において投資が継続しているとみる場合には、以下のように事業分離が行われないものと仮定して、分離する事業に含まれる資産・負債の会計処理を検討します（企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針第90項）。

- 固定資産の減損：将来キャッシュ・フローを見積もる場合には、事業分離が行われないと仮定した場合の経済的残存使用年数を用います。
- 退職給付に係る負債：退職給付制度の終了の例外として、事業分離が行われないと仮定した場合の適正な帳簿価額を用います。
- 繰延税金資産の回収可能性：収益力に基づいて判断する場合、事業分離が行われないと仮定した場合の将来年度の一時差異等加減算前課税所得の見積額を用います。

(4) 連結除外

支配している子会社の株式の全部または一部の株式を売却した場合、売却後にその会社が関連会社に該当するか否かにより、会計処理が異なります。

なお、仮に子会社株式の一部を売却しても、支配を喪失せずに引き続き連結子会社に該当する場合には、売却による親会社の持分の減少額を非支配株主持分に振り替え、受取対価との差額を資本剰余金として計上し、売却に係る支払手数料等は売却時の費用として処理します（連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針第42項～第44項）。

図表2：投資の継続・清算

	受取対価の種類	受取対価の評価	移転損益の処理
投資の継続	子会社株式や関連会社株式	移転した事業の株主資本相当額（簿価） ^{※1}	移転損益は認識しない
投資の清算	子会社・関連会社以外の株式、現金、その他の資産	受け取った財産の時価	受取対価と移転した事業の株主資本相当額との差額を、移転損益として認識する ^{※2}

※1：移転した事業に係る、資産の簿価・負債の簿価・評価・換算差額・新株予約権

※2：相手先企業が子会社や関連会社である場合、連結財務諸表上は未実現損益として消去されます。

出所：PwC作成

① 支配の喪失

子会社株式の全部または一部を売却して支配を喪失する場合、その会社の資産・負債はもはや連結されないため、残存する投資があれば貸借対照表に計上するとともに、受取対価との差額を子会社株式の売却による損益として計上します（会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」第45項～第46項、**図表3**）。

図表3：子会社株式を売却し、支配を喪失した場合の処理

売却後の投資先	残存する投資の評価	売却後の投資の修正額の処理
関連会社に該当する場合	持分法による投資評価額 ^{*1}	— (持分法による投資評価額に含まれる)
関連会社にも該当しない場合	親会社個別貸借対照表上の帳簿価額 ^{*2}	取り崩して、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金とその他の包括利益累計額の区分に「連結除外に伴う増減」等で計上

※1 持分法を適用する場合でも、資産・負債の評価やのれんの償却は連結の場合と同様に行います。

※2 付随費用が含まれます。

出所：PwC作成

具体的には、連結財務諸表上で支配獲得から支配喪失までに計上した取得後利益剰余金（時価評価による資産・負債の簿価修正額に係る償却および実現損益累計額を含む）とのれん償却累計額の合計額のうち、売却した持分に相当する分が、親会社の個別財務諸表で計上された子会社株式売却損益の修正として処理されることとなります。その他の包括利益累計額については、売却した持分に相当する分が連結損益計算書上の実現損益となり、組替調整額の対象となります。

② 連結対象となる子会社財務諸表の期間

連結財務諸表に関する会計基準では、支配獲得日および子会社株式の取得日や売却日等が子会社の決算日以外の日である場合には、その前後いずれかの決算日に行われたとみなして連結することが認められています。ここで言う「決算日」には、四半期決算日または中間決算日が含まれるとされています（連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針第7項）。

連結対象となる子会社の貸借対照表は、支配を獲得したとみなした時点以後連結し、支配を喪失したとみなした時点以後は連結しません。同様に、子会社の損益計算書は、支配を獲得したとみなした時点を開始日とする期間を連結し、支配を喪失したとみなした時点から後の期間は連結しません。

子会社の財務諸表にはキャッシュ・フロー計算書および株主資本等変動計算書が含まれますが、これらは子会社の損益計算書が連結される期間と同一の期間について作成し、連結することとなります。

2 パーシャルスピノフの会計処理に関する日本会計基準の改正

2024年3月22日、企業会計基準委員会（ASBJ）は、改正企業会計基準適用指針第2号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」（以下、改正適用指針）を公表しました。令和5年度税制改正において創設された、いわゆるパーシャルスピノフ税制を受け、改正適用指針では、事業を分離・独立させる手段であるスピノフのうち、スピノフを実施した会社に事業の持分の一部を残す場合（以下、パーシャルスピノフ）の会計処理が取り扱われています。

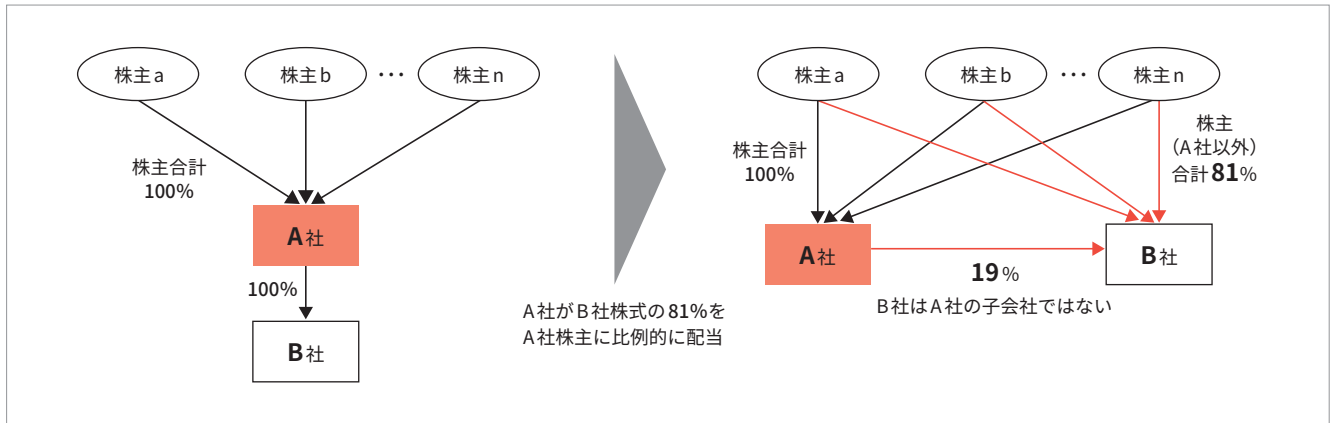
改正適用指針により、パーシャルスピノフの会計処理において、パーシャルスピノフ実施会社は現物配当の対象となる子会社株式を時価ではなく帳簿価額で減額処理することとなります。

(1) 改正適用指針公表に至る経緯

令和5年度税制改正では、完全子会社株式の現物分配の手法によるスピノフについて、子会社株式の一部（20%未満）を残す株式分配であって、一定の要件を満たす場合には、現物分配の実施会社における譲渡損益や現物分配を受ける株主における配当を課税対象外とする特例措置（以下、パーシャルスピノフ税制）が創設されました。なお、令和5年度税制改正では、パーシャルスピノフ税制に適用期限が定められており、2024年3月31日までに事業再編計画の認定を受ける必要がありましたが、令和6年度税制改正大綱では適用期限を4年延長する改正が挙げられています。

スピノフの活用は日本の経済環境の活性化の一助となり得るため、税務や会社法等の整備が進む中、全ての完全子会社株式を配当するスピノフとパーシャルスピノフとで会計処理が異なっていたことから、企業がスピノフを検討するうえで障害となる可能性がありました。これに対応するため、2023年3月にスピノフの会計処理を検討することが企業会計基準諮問会議により提言され、ASBJは、2023年10月に現物配当の会計処理を一部改正する公開草案を公表しました。ASBJは広くコメント募集を行ったのち、公開草案に寄せられたコメントを検討し、2024年に改正適用指針を公

図表4：改正適用指針の対象となるパーシャルスピノフ取引のイメージ



出所：第501回企業会計基準委員会（2023年5月16日）、審議資料「審議（4）-2 スピノフ実施会社の個別財務諸表上の会計処理」P.2の図を一部修正

表しました。

改正適用指針は、公表日以後適用されます。なお、適用日の前に行われた改正適用指針の対象となる取引については、会計処理の見直しや遡及的な処理を行わないものとされています。

また、改正適用指針に関連する税効果会計の取り扱いについて、改正企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」がASBJより同日付であわせて公表されています^{※1}。さらに、改正適用指針に関する連結上の取り扱いについては、日本公認会計士協会より会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」の改正（以下、改正資本連結実務指針）が同日付で公表されています^{※2}（図表4）。

(2) パーシャルスピノフ実施会社の個別財務諸表上の会計処理

改正前の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」第10項では、現物配当を行う場合、原則として、配当の効力発生日における配当財産の時価と適正な帳簿価額との差額を配当の効力発生日の属する期の損益として計上し、当該配当財産の時価をもって、その他資本剰余金またはその他利益剰余金（繰越利益剰余金）を減額することが定められていました。

ただし、保有する子会社株式の全てを株式数に応じて比例的に配当（按分型の配当）する場合（スピノフ）等については、配当の効力発生日における配当財産の適正な帳簿価

額をもって、その他資本剰余金またはその他利益剰余金（繰越利益剰余金）を減額する例外処理が定められていました。

改正適用指針では、従来の例外処理の対象に加えて、次の要件をみたすパーシャルスピノフ取引についても、例外処理の対象とすることが定められました。

- 保有する完全子会社株式の一部を株式数に応じて比例的に配当（按分型の配当）し、かつ、
- 子会社株式に該当しなくなった場合

なお、改正適用指針では税制適格は要件とされていないため、税制非適格であっても要件をみたす取引は例外処理の対象となります（図表5）。

この改正の対象となるパーシャルスピノフ取引に例外的な処理が適用される理由については、従前の例外的な処理の対象を前提として、主に次の2点を合わせた検討が行われたことによります。

- ① 完全子会社の支配を喪失するスピノフは、子会社の事業を分離・独立させる目的で行われたものと考えられる。
- ② ①の目的に基づく既存株主への按分型の配当によるスピノフでは、既存株主以外の第三者が取引に含まれないことから、総体としての株主の観点から取引全体を俯瞰すると、総体としての株主にとって当該完全子会社に対する投資が継続していると考えられる。

このように例外的な処理が適用される結果、スピノフ実施会社の個別財務諸表上、改正の対象となるパーシャルスピ

※1 https://www.asbj.jp/jp/implementation_guidance/y2024/2024-0322.html

※2 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20240322ruy.html

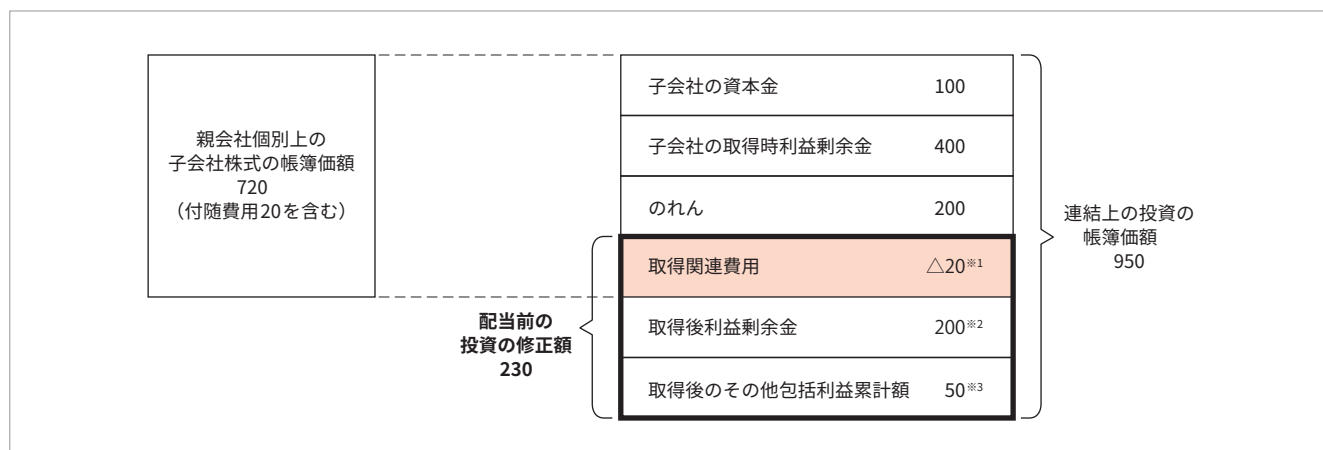
図表5：現物配当の会計処理のまとめ

	対象となる取引	現物配当の会計処理	差額
原則	現物配当（以下の例外処理の対象となる取引を除く）	配当財産の時価でその他資本剰余金またはその他利益剰余金を減額する	配当財産の時価と帳簿価額との差額を配当効力発生日の属する期の損益として処理する
例外 ^{※1}	<ul style="list-style-type: none"> 分割型の会社分割（按分型） 保有する子会社株式の全てを株式数に応じて比例的に行う（按分型）配当（スピノフ） 保有する完全子会社株式の一部を株式数に応じて比例的に（按分型に）配当し子会社株式に該当しなくなった場合（パーシャルスピノフ） 企業集団内の企業への配当 市場価額がないこと等により公正な評価額の合理的な算定が困難と認められる場合 	配当効力発生日における配当財産の帳簿価額で、その他資本剰余金またはその他利益剰余金を減額する	

※1 例外処理は選択適用できる定めではなく、対象となる取引には必ず適用する必要があります。

出所：改正企業会計基準適用指針第2号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」第10項

図表6：子会社株式の帳簿価額と連結上の子会社投資の帳簿価額との差額にかかる数値イメージ



※1 取得関連費用：個別財務諸表上で子会社株式を取得する際の付随費用（購入手数料等の株式購入のために直接要した費用）として子会社株式の取得原価に含まれる一方、連結財務諸表上では取得関連費用に該当するものとして発生時に費用処理された金額を指します。子会社を取得した時点で、取得関連費用の分だけ個別上の子会社株式の帳簿価額と連結上の子会社への投資の帳簿価額との間に差額が生じるため、配当前の投資の修正額を構成するものとして、取得後利益剰余金の減額に対する修正として表示されることになります。

※2 取得後利益剰余金：支配獲得日後に生じた親会社の持分に帰属する子会社の損益であり、親会社株主に帰属する当期純利益を通じて連結財務諸表上で計上された金額を指します。のれんの償却累計額、その他未実現損益など連結会社間の調整を含みます。なお、資本連結の手續において、支配獲得日までに生じた子会社の利益剰余金は親会社の投資（子会社株式）と相殺消去されており、ここには含まれません。

※3 取得後のその他の包括利益累計額：子会社に係るその他の包括利益累計額（その他有価証券評価差額金など）のうち支配獲得日後に生じた金額であり、連結財務諸表上でその他有価証券評価差額金等で計上された金額を指します。なお、資本連結の手續において、支配獲得日までに生じた子会社のその他の包括利益累計額は親会社の投資（子会社株式）と相殺消去されており、ここには含まれません。

出所：PwC作成

ンオフ取引にかかる損益は計上されません。

(3) パーシャルスピノフ実施会社の連結財務諸表上の会計処理

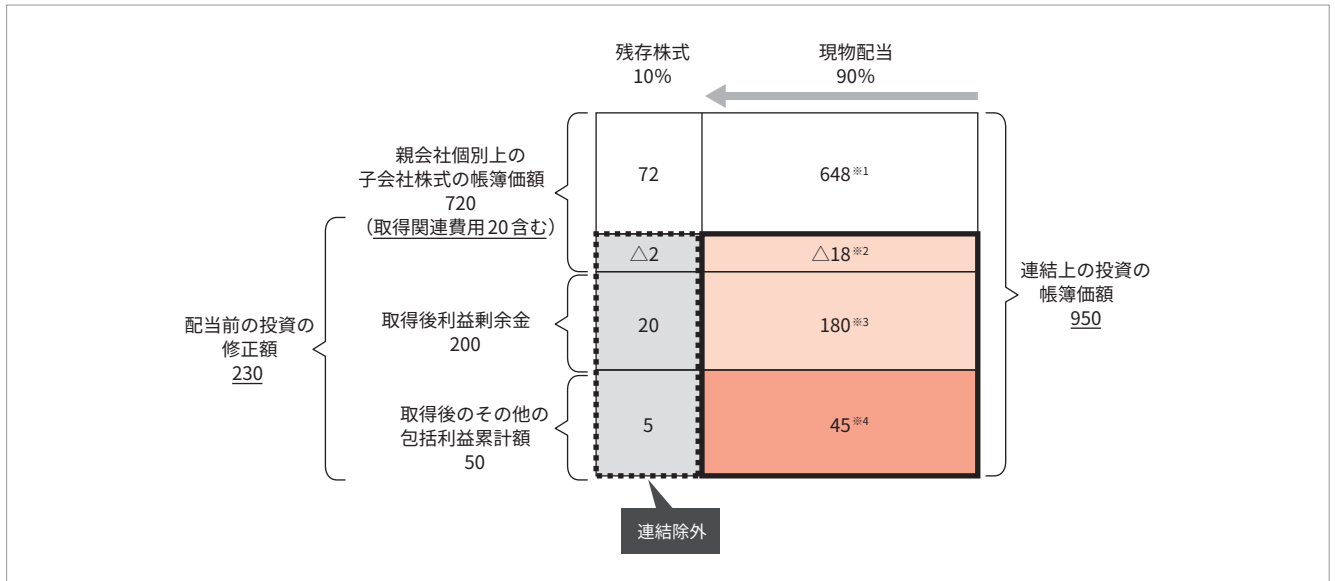
改正資本連結実務指針により、パーシャルスピノフ実施会社の連結損益計算書上では、改正適用指針の対象となるパーシャルスピノフ取引に対する損益を計上しないことが定められました。具体的には、配当前の投資の修正額と当該修正額のうち配当後の残存株式に対応する部分との差額（後述の図表7参照）について、連結株主資本等変動計算書上で

「子会社株式の配当に伴う持分変動額」等の適切な表示科目により利益剰余金およびその他の包括利益累計額の区分に計上することになります。

図表6の数値イメージを前提に、この完全子会社株式のうち90%を親会社の株主に株式数に応じて比例的に配当するパーシャルスピノフ取引（10%は残存株式として残る）の数値例を示したものが図表7になります。ここで配当の原資は親会社のその他利益剰余金（繰越利益剰余金）であることを前提にしています。

なお、子会社株式の配当に伴って変動するその他の包括利

図表7：完全子会社株式のうち90%を比例的に配当するパーシャルスピノフ取引の数値例



※1 親会社の個別株主資本等変動計算書において、その他利益剰余金（繰越利益剰余金）の減額として表示されます。

※2 上記※1を減額する修正として、連結株主資本等変動計算書において利益剰余金の減額として表示されます。

※3 連結株主資本等変動計算書において利益剰余金の減額として表示されます。

※4 連結株主資本等変動計算書においてその他の包括利益累計額の減額として表示されます。

出所：PwC作成

益累計額は、連結財務諸表上の当期純利益を構成しないため組替調整額の対象とはならず、連結株主資本等変動計算書における変動額として表示されます。

パーシャルスピノフ取引により、完全子会社が子会社ではなくなるため、現物配当の会計処理に加えて連結除外の会計処理も行うことになります。

- 完全子会社が関連会社になった場合、子会社株式の一部売却と同様に、連結貸借対照表上における当該関連会社株式の帳簿価額は、投資の修正額のうち残存株式10%相当分（図表7では $20 + 5 - 2 = 23$ ）を加減することで、持分法による投資評価額となります。
- 子会社にも関連会社にも該当しなくなった場合、子会社株式の一部売却の場合と同様に、連結貸借対照表上における残存株式を、個別貸借対照表上の帳簿価額をもって評価することになります。このため、投資の修正額のうち残存株式10%相当分（図表7では $230 \times 0.1 = 23$ ）は取り崩し、その取崩額を連結株主資本等変動計算書上の利益剰余金とその他の包括利益累計額の区分に「連結除外に伴う増減」等その内容を示す適当な名称をもって計上されます。

(4) 税務上非適格となるパーシャルスピノフを実施した場合の税効果

上述の通り、改正適用指針では完全子会社株式の一部配当が税務上適格であることが例外処理の適用要件となっていないため、パーシャルスピノフ税制の対象外（非適格）となるパーシャルスピノフ取引についても改正適用指針の対象となります。実務上はそのような取引が頻繁に生じることはないと思われるものの、実際に生じた場合の税効果会計の適用が明らかではありませんでした。なぜなら、改正適用指針の対象となるパーシャルスピノフ取引については、個別財務諸表および連結財務諸表において現物配当に係る損益を計上しないことから、当該取引に関連する連結決算手続の結果として生じる一時差異については、改正前の「税効果会計に係る会計基準の適用指針」における連結財務諸表固有の将来減算一時差異または連結財務諸表固有の将来加算一時差異の定義に直接該当しなかったためです。

特に、改正の対象となるパーシャルスピノフ取引が税務上非適格である場合には税額に影響を与えることから、改正適用指針の対象となるパーシャルスピノフ取引に関連する連結決算手続の結果として生じる一時差異は、連結財務諸表固有の将来減算一時差異または連結財務諸表固有の将来加算一時差異に準ずるものとして定義に追加し、連結財務諸表に関する税効果会計が適用されるように改正されました。

3 おわりに

事業の分離・売却取引を成長戦略の一つとして位置付けている企業にとって、上記のように関連する日本会計基準上の会計処理についてもさまざまな論点があります。また、令和5年度税制改正を機に、今後は日本企業でもパーシャルスピノフ取引の事例が増える可能性があります。ぜひ本稿を通

じて改正実務対応報告への理解を深めていただければ幸いです。

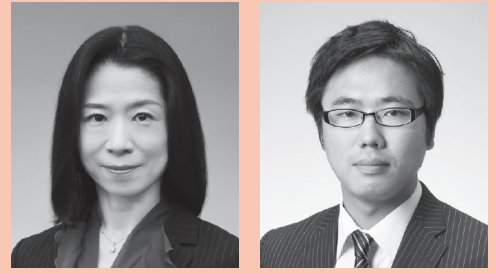
本稿で紹介した内容はほんの一部であり、事業の分離・売却において実務上ではほかにもいろいろな会計・財務報告上の論点に直面することが考えられます。なるべく十分な準備期間を確保して慎重に検討を進めることが望ましいと言えます。

稲田 丈朗 (いなだ たけお)

PwC Japan 有限責任監査法人 財務報告アドバイザー部 パートナー
2003年に入所、米国SEC登録企業および国内企業の監査業務に従事した後、2013年より2015年までPwC米国法人シカゴ事務所に駐在し、日系企業の米国現地子会社に対する監査業務に従事。2015年より法人内でのさまざまな会計専門相談業務に従事し、2017年より2019年までPwC米国法人ナショナル・オフィスに2年間出向して米国会計基準およびIFRSに関する会計専門相談業務に従事。2020年より財務報告アドバイザー部に所属し、企業再編・売却等のディールに関する複雑な会計処理、米国上場支援やコンフォートレター等のキャピタルマーケット関連、IFRS導入・決算支援業務や新リース会計基準導入支援などの会計アドバイザー業務を幅広く手掛ける。

メールアドレス：takeo.t.inada@pwc.com

DD フェーズおよびPMI フェーズにおけるサステナビリティ情報開示対応の留意点



PwC Japan 有限責任監査法人
財務報告アドバイザー部
パートナー 浅野 圭子

PwC Japan 有限責任監査法人
財務報告アドバイザー部
シニアマネージャー 戸石 悠

はじめに

現在の日本企業を取り巻く事業環境では、サステナビリティは不可欠な経営課題となり、M&A戦略にも変化が見られます。ESG（環境・社会・ガバナンス）をテーマとする日本企業のM&Aは近年増加しており、M&Aの検討におけるESG視点の取り込み（将来のESGの機会およびリスクをどのように特定し評価するか）の重要性が高まっています。

また、投資家の目線からもESGへの注目度が高まり、企業のサステナビリティ情報開示に対する要請が増えています。IFRS財団ではグローバル・ベースラインとなるべくサステナビリティ情報開示基準が策定されており、各国や地域でも、気候変動などに関する情報開示基準の整備や義務化が進んでいます。日本上場企業のサステナビリティ情報開示も、今後の国内基準整備に伴い、開示内容が拡充されます。

開示が求められるサステナビリティ情報は、エネルギー使用量、取水量、排水量、廃棄物量、属性別の従業員数など多岐にわたり、その一次データを保有する部署が分散しています。情報収集範囲は、親会社単体のみならず連結グループやバリューチェーン全体にまで及びます。

開示されるサステナビリティ情報は、独立した第三者からの保証を得ることが求められます。欧州連合（EU）のCSRD（Corporate Sustainability Reporting Directive：企業サステナビリティ報告指令）では、開示情報への保証義務を規定しており、日本で2024年度中に最終化される予定のサステナビリティ開示基準においても、早ければ2028年3月期から保証が求められる見通しです。

つまり、今後の基準整備により企業は「広範な一次データ保有者から信頼性のあるデータを効率的に収集・集計し、タイムリーな開示につなげること」が義務付けられ、多くの企業にとって大きなチャレンジとなります。

M&Aが行われた場合、その難易度はさらに高まります。投資対象会社（およびそのグループ会社とバリューチェーン）か

ら信頼性のあるサステナビリティ情報を期限内に収集するには、DD（デューデリジェンス）フェーズからPMI（ポスト・マージャー・インテグレーション）フェーズまでにわたり、投資対象会社と買い手の間で綿密なコミュニケーションを行い、十分な相互理解のもとでデータ収集体制を構築する必要があります。

本稿では、M&Aが行われた場合に信頼性のあるサステナビリティ情報を効率的に収集・集計・開示するために検討すべき論点に焦点を当てて解説します。

なお、文中の意見は執筆者の私見であり、PwC Japan有限責任監査法人および所属部門の正式見解ではないことをお断りします。

1 DDフェーズで検討される論点

(1) ESG DDの実施

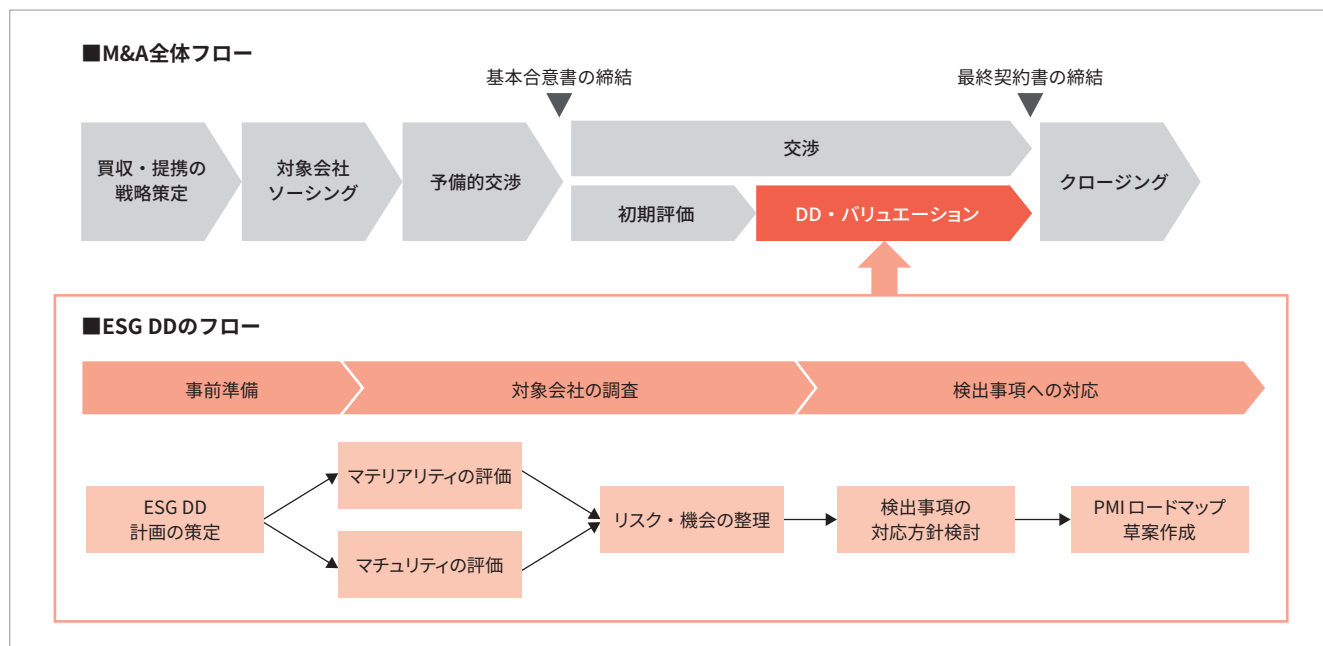
M&Aにおいて、投資実行前に投資対象会社の価値やリスクを把握するためにDDが行われます。財務パフォーマンスだけでなく、ESGの観点からのDDも、中長期的な企業価値評価や統合後のサステナビリティ情報開示に重要です。一般的なM&Aの全体フローとESG DDのフローは図表1のようになります。ESG DDは財務、税務、ビジネス、法務等のDDと同じタイミングで実施されます。

ESG DDで識別された事項は、そのリスクの許容可能性や性質（定量化の可否）に応じて、ディール実行可否、価格、最終契約内容に反映されます。特にサステナビリティ情報開示の観点から検討すべき事項を次に述べます。

(2) 買収会社の既存オペレーションの理解

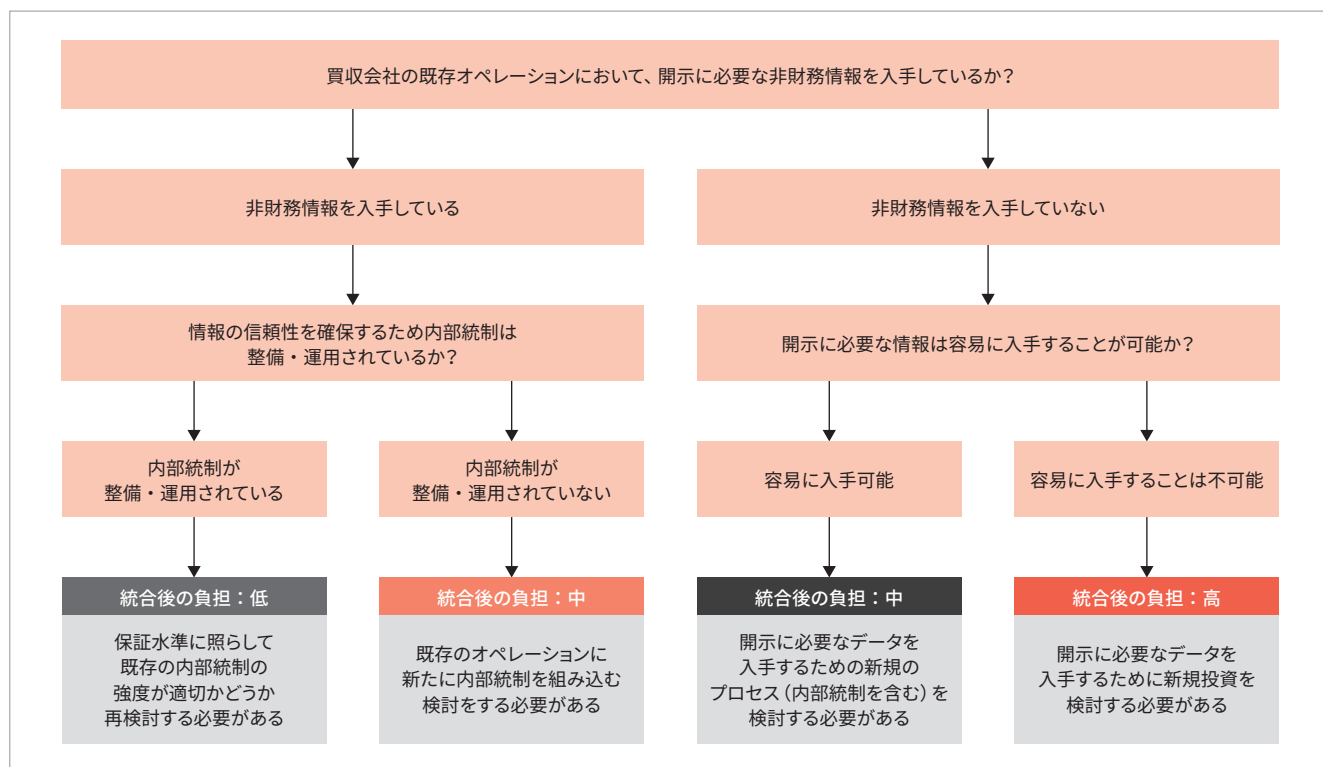
統合後のサステナビリティ情報開示体制を構築するには、DDの段階で投資対象会社の既存オペレーションを十分に理

図表1：M&A取引におけるESG DDの位置付けとフロー



出所：PwCアドバイザリー合同会社編『M&Aを成功に導くESGデューデリジェンスの実務』中央経済社

図表2：オペレーションの理解と検討フローの例示



出所：PwC作成

解することが非常に重要です（**図表2**）。具体的には、ESGの観点からどのような情報が既存オペレーションで収集されているか、その情報の信頼性を担保するための内部統制が整備・運用されているかを把握する必要があります。

投資を実行する前に投資対象会社の既存オペレーションの詳細把握をDDの範囲に含めないケースは多く見られます。しかし、もし投資対象会社がサステナビリティ情報開示に必要なデータを既存オペレーションの中から取得していない場合、統合後に広範なデータ収集プロセスの設計や内部統制の組み込みが必要となり、PMIフェーズで膨大な労力がかかる可能性があります。

データの収集範囲は投資対象会社だけでなく、そのグループ会社やバリューチェーン（上流／下流）も含める必要があります。したがって、データ収集範囲が広範に及ぶ可能性を視野に入れ、DDの段階でサステナビリティ情報開示の観点から投資対象会社の既存オペレーションを理解し、統合後の影響を投資実行前に把握することが望ましいです。

2 PMIフェーズでの検討される論点

(1) PMI推進体制の構築／買収会社側のESG推進部署の組成

効果的なPMI推進には、短期集中の検討チームを立ち上げることが重要です。一般的には、最終責任者となる「ステアリングコミッティ」、全体的なプロジェクトマネジメントを担う「PMO（Project Management Office：プロジェクトマネジメントオフィス）」、個別テーマを集中的に検討する「ESG検討グループ」から成る体制が組成されます。

また、PMI推進体制とは別に、投資対象会社におけるESGの取り組みを主導する会議体や部署、およびその監督機関の設置も重要です。投資対象会社にESGの推進および事業戦略への統合に責任を持つ会議体や部署が存在しない場合、その新設と役割の定義が最初のステップとなります。既に会議体や部署が存在する場合は、内部のESG機能の取りまとめや親会社へのレポートの役割を担えるように体制や役割・責任を更新する必要があります。

ESG推進組織の立ち上げに際しては、十分な知識や経験を有するメンバーを配置するようにします。そのためには、投資対象会社のビジネス内容を十分に理解し、幅広い関係者と円滑に連携が取れるキーパーソンを選定するのが肝要です。

(2) プロセスの設計と内部統制の検討

投資対象会社の既存オペレーションでサステナビリティ情報開示に必要なデータが取得されていない場合、必要なデータを取得するためのプロセスを内部統制とともに設計する必要があります。

既存オペレーションでサステナビリティ情報開示に必要なデータが取得されている場合でも、情報の信頼性を確保するための内部統制の整備状況を検討する必要があります。

プロセス設計と内部統制の検討に際して、将来的に保証を受けるために必要なステップと各ステップで目指すべき状態を**図表3**に示しています。

外部監査人から保証を取得する場合、第一線部門の担当者や上席者によるチェックおよび承認手続きの実際の運用に加え、社内の第二線部門（管理部門）および第三線部門（内部監査部門）によるモニタリングが要求されます。また、サステナビリティ情報の収集プロセスごとに、プロセスの流れと内部統制をフローチャートやRCM（Risk Control Matrix：リスクコントロールマトリクス）として文書化することを検討する必要があります。

統合から最初に到来する法定のサステナビリティ情報開示までに遅滞なく保証を取得するには、PMIフェーズにおいて、まず投資対象会社におけるフローチャートやRCMの文書化の可否を検討し、文書化が必要な場合はその対象範囲と作成時期を明確化します。さらに、第二線、第三線によるモニタリング計画を遅滞なく立案することも重要です。文書化の粒度や内部統制の強度については、外部監査人と適宜コミュニケーションを取りながら設定していきます。

(3) ITを活用した情報基盤の高度化

広範な一次データ保有者から信頼性のあるデータを効率的に収集・集計し、タイムリーな開示につなげるには、ITを活用して情報基盤を段階的に高度化していきます。サステナビリティ情報収集のための情報基盤の段階的な高度化のステップを**図表4**に示しています。

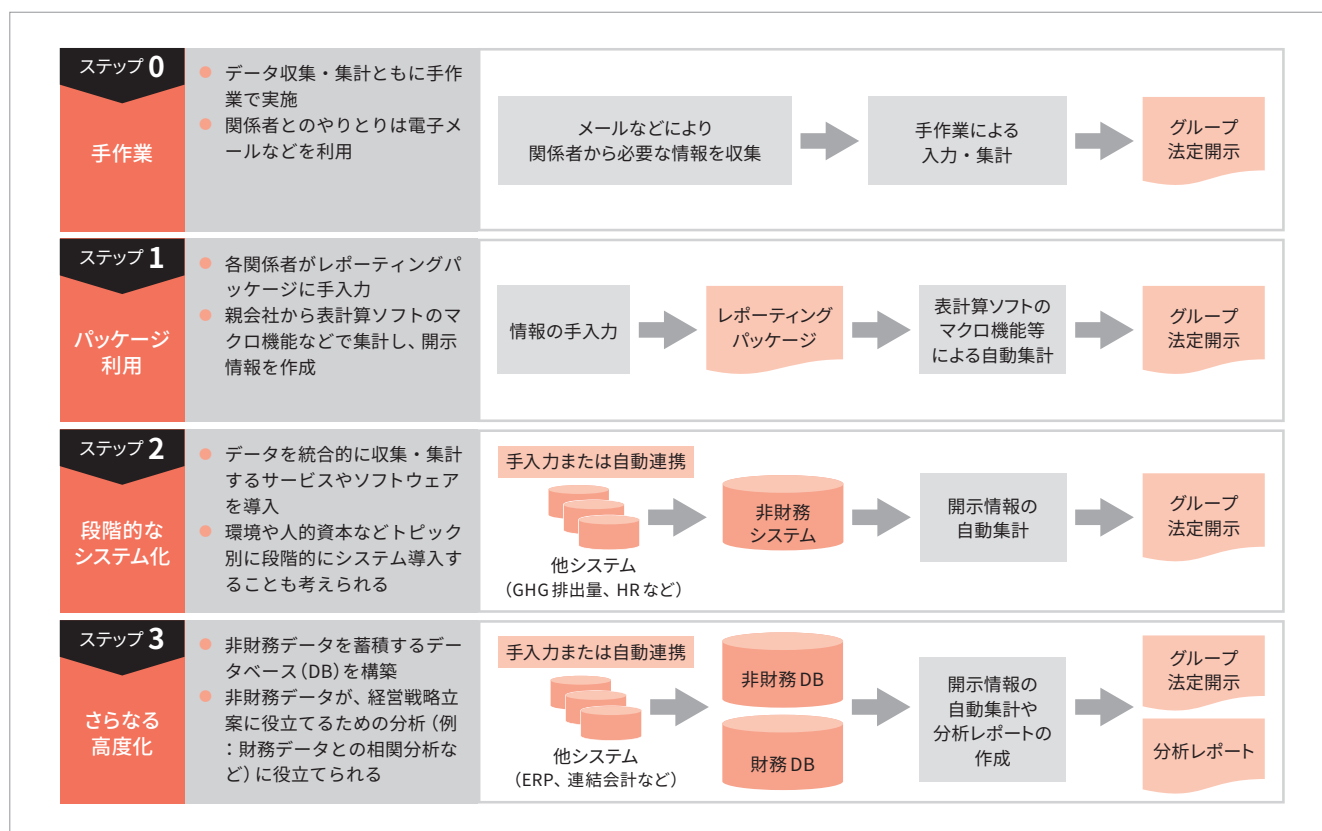
もし、買い手（親会社）において、サステナビリティ情報開示のためのデータ収集がメールなどで行われ、収集したデータの集計が手作業で行われている場合（ステップ0）、まずは表計算ソフトなどのツールを利用して標準化したレポートパッケージとその運用マニュアルやガイドラインを親会社で作成し、投資対象会社に展開することで開示に必要なデータ収集を行う体制を構築するのが最初のステップ（ステップ1）となります。レポートパッケージが整備されていない場合は、M&Aが行われた場合に投資対象会社から適

図表3：プロセス設計と内部統制の検討ステップと目指すべき状態

	検討ステップ	目指すべき状態
1	業務の文書化と業務への適用	<ul style="list-style-type: none"> プロセスごとにフローチャートやRCMが作成され、虚偽記載リスクと統制の可視化が実施されている 文書化された統制手続きが、第一線の担当者や上席者によって実施されている
2	第二線（管理部門）、第三線（内部監査部門）によるモニタリング	<ul style="list-style-type: none"> 統制の有効性について、第二線（管理部門）でのモニタリングが行われているとともに、第三線（内部監査部門）による評価を受けている
3	外部監査人による統制評価（限定的保証レベル）	<ul style="list-style-type: none"> 法定開示への保証導入後に目指すべき姿。外部監査人によって限定的な範囲で統制評価が実施される

出所：PwC作成

図表4：ESG情報収集のための情報基盤の段階的な高度化の例示



出所：PwC作成

切なタイミングで情報を収集し、期限までに開示することは非常に困難です。

このステップは、連結決算において子会社から財務情報を収集するプロセスと類似しています。しかし、財務情報とは異なり、データの種類や一次データ保有者が広範に及ぶため、レポートパッケージへのデータ入力の手間が財務情報に比べて大きくなります。また、財務情報であれば第三者による監査により情報の信頼性を確保できますが、サステナビリティ情報に対する第三者保証は現時点ではまだ一般的ではないため、レポートパッケージに入力されたサステナビリティ情報の信頼性をいかに確保するかが課題となります。これらの課題に対応するためには、段階的なシステム導入により、データ入力や集計の自動化で業務負担を徐々に軽減し、同時に情報の信頼性を高めることが重要です。

3 おわりに

広範な一次データ保有者から信頼性のあるデータを効率

的に収集・集計し、タイムリーな開示につなげることは多くの企業にとって大きなチャレンジであり、M&Aの投資対象会社からデータを収集するのは特に難易度が高くなります。信頼性のあるサステナビリティ情報の収集体制を構築するのは、法定開示への対応だけでなく、グループ全体の中期経営計画の一環としてのESG戦略の立案に欠かせないステップです。また、信頼される開示を基礎としたステークホルダーとのコミュニケーションは、企業の持続的な企業価値向上の実現に欠かせません。

短い期間で複雑なサステナビリティ情報の収集体制を構築し、保証取得のために必要な内部統制を検討するには、サステナビリティ情報、保証、内部統制などの幅広い知見がプロジェクトメンバーに必要になります。さらに、広範に及ぶ社内関係者との円滑なコミュニケーションを行うためのソフトスキルや言語スキルも求められます。これらの知見やスキルを持つ社内の人的リソースを十分に確保し、必要に応じて外部アドバイザーの専門的知見を利用することがプロジェクト成功の鍵となると考えられます。

浅野 圭子 (あさの けいこ)

PwC Japan有限責任監査法人 財務報告アドバイザー部 パートナー
2005年米国公認会計士ニューヨーク州登録。2008年11月あらた監査法人(当時)入所。現在は財務報告アドバイザー部において、サステナビリティ情報開示関連業務をリード。主に、米国証券取引市場支援、IFRS/米国会計基準・サステナビリティ開示基準対応支援、開示プロセス構築・高度化支援等の業務に多数従事。
メールアドレス：keiko.asano@pwc.com

戸石 悠 (とishi ゆう)

PwC Japan有限責任監査法人 財務報告アドバイザー部
シニアマネージャー
2012年公認会計士登録。2019年より4年間、PwC香港に出向。2023年の帰任後、財務報告アドバイザー部において主にESG/サステナビリティ情報開示に関する業務に従事。
メールアドレス：yu.toishi@pwc.com

第18回

世界におけるサステナビリティ開示規制の潮流

はじめに

PwC Japan 有限責任監査法人の基礎研究所は2007年の設立以来、将来の監査業務に影響をもたらすと思われる経済・社会の基礎的な流れに関して独自の研究活動を行っています。今回は、主として開示基準の観点から、世界におけるサステナビリティ開示規制のこれまでの動きを振り返り、今後想定される動きと対応について考察します。わが国初のサステナビリティ開示基準案に対するパブリックコメントが検討されている今、世界のサステナビリティ開示の動向について考察を深めたい方も、動向を俯瞰したい方もご覧ください。

なお、本文中にある英語の略語については末尾の一覧表（図表3）をご参照ください。また、文中の意見は執筆者の私見であり、PwC Japan 有限責任監査法人および所属部門の正式見解ではないことをお断りします。

1 欧州連合（EU）の動向

サステナビリティ情報開示に対するニーズの高まりを受け、信頼性のある開示情報の充実化が期待されているなか、各法域でサステナビリティ情報の開示に係る規制の整備が進められています。なかでも、先進的な動きを見せているのはEUです。そこで、まずEUの動向について振り返ります。

EUでは、2014年に欧州委員会が非財務情報の報告に関する指令（NFRD）を公表し、要件を満たす企業にはサステナビリティ情報の開示が義務付けられました。しかし、NFRDには対象企業が限られている等の課題があったことから、NFRDを置き換える新たな指令が公表されました。それが2022年12月に最終化された企業サステナビリティ報告指令（CSRD）です。CSRDでは、NFRDに比べて対象企業が拡大されており、要件を満たす日本企業も対象となります。CSRDは企業規模などに応じて段階的に適用され、最も早く適用されるのは旧NFRDの適用会社で、2024年1月から適用されています^{※1}。

CSRDが求める情報を開示するにあたって準拠すべき基準は、基本的にEFRAG（旧欧州財務報告諮問グループ）が開発する欧州サステナビリティ報告基準

※1 CSRDの特徴（適用企業等）やNFRDとの比較についてはPwCウェブサイトの解説「経理財務のためのサステナビリティ情報開示最前線～CSRDの本場欧州ドイツから 第1回 CSRDの概要」を参照。 <https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/journal/keizaimu240115.html>

(ESRS) です^{※2}。ESRS 第1弾は2023年7月に最終化されており、今後、セクター別基準や、日本企業のような第三国事業者向けの基準の開発が予定されています。またEFRAGはESRSに関するガイダンスとして複数の文書を公表しており、実務での適用を支援しています^{※3}。

CSRDに基づく開示に対しては、外部の第三者による保証も義務付けられています。開示内容全般について第三者保証が必要とされており、当初は限定的保証ですが、将来的には合理的保証へ移行することが計画されています^{※4}。

2 米国の動向

次に、米国における動向について簡単に振り返ります。米国証券取引委員会（SEC）は2010年2月、気候変動関連開示に関するガイダンスを公表しました。その後、気候変動開示に特化した規則は策定していませんでしたが、投資家等からの気候変動リスクの開示に対する強いニーズ等を背景に、気候変動開示規則の策定に向けた動きが加速します。公開協議を経て、2024年3月、SECは最終規則を公表しました（ただし同年4月、一時停止を発表）^{※5}。

気候変動開示のほか、SECでは人的資本に関する開示規則の策定が計画されています。SECは2020年8月に非財務情報に関する規則を改正し、一定の人的資本に係る開示を対象企業に義務づけているものの、開示情報に関する詳細な規定は定めておらず、今後、

開示の強化を予定しています。

3 国際基準の動向

(1) 国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の設立

前述 1 および 2 のとおり、EUや米国においてサステナビリティ開示を求める動きがあった一方で、特定の法域の企業を対象としないサステナビリティ情報の開示については、さまざまな団体が独自の基準やフレームワークを開発していました。主な団体は**図表1**のとおりです。

図表1に示した諸団体によって、独自の基準やフレームワークが開発されていましたが、それぞれの用語や開示項目の調整は行われていませんでした。そのような状況で開示の一貫性や比較可能性が担保できないといった問題点が指摘され、主要な設定団体に協調の動きが生じました。そして2021年11月、グラスゴーで開催されていた第26回気候変動枠組条約締約国会議（COP26）において、IFRS財団は国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）を設立することを発表しました。

ISSBの目的は、投資家のニーズを満たす高品質なサステナビリティ開示基準の包括的なグローバルベースラインを開発することとされています。IFRS財団では、ISSBは国際会計基準（IFRS）を開発する国際会計基準審議会（IASB）と並列しており、IASBが会計基準を開発し、ISSBがサステナビリティ開示基準を開発することとされました。

(2) ISSB基準の公表

ISSBは、その基準開発に際して技術的な準備を進めるために設置されていた技術的準備ワーキンググループ（Technical Readiness Working Group：TRWG）によるプロトタイプに基づき、サステナビリティ情報の開示に関する全般的な要求事項を定めた基準と、気候変動等のテーマ別の基準を開発することとなりました。

2022年3月、ISSB理事の全員が未だ発表されてい

※2 ESRSの内容についてはPwCウェブサイトの解説「経理財務のためのサステナビリティ情報開示最前線～CSRDの本場欧州ドイツから 第2回ESRSの概要と対応ロードマップ」を参照。https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/journal/keieizaimu240212.html

※3 EFRAGによるガイダンスの詳細についてはPwCウェブサイトのViewpoint解説「2024/06/11 欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）の適用を支援する4つの主要文書の公表」を参照。https://viewpoint.pwc.com/dt/jp/ja/pwc/in_briefs/in_briefs_JP/20240611_inbrief_int.html

※4 保証については（※1）に示した解説のほか、ドイツでの保証についてはPwCウェブサイトの解説「経理財務のためのサステナビリティ情報開示最前線～CSRDの本場欧州ドイツから 第3回 ドイツでのサステナビリティ開示・保証と日系企業の状況」を参照。https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/journal/keieizaimu240318.html

※5 SECの最終規則の詳細やそれまでの経緯、一時停止に至った背景についてはPwCウェブサイトの解説「佳境を迎えるサステナビリティ情報開示基準の策定と日本企業の対応 米国証券取引委員会（SEC）の気候変動開示規則が最終化、日本企業がすべきことは」を参照。https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/column/sustainability-disclosure02.html

図表1：サステナビリティ情報開示に係る主な基準・フレームワークの設定団体

名称	活動内容	現在
グローバル・レポートング・イニシアティブ (Global Reporting Initiative : GRI)	非営利組織を前身とし(設立には国連環境計画 (United Nations Environment Programme : UNEP) も関与)、報告主体が経済・環境・社会に与えるインパクトを報告するための基準としてGRIスタンダードを公表	GRIスタンダードを開発中
気候変動開示基準委員会 (Climate Disclosure Standards Board : CDSB)	民間のコンソーシアムで、気候変動に関する情報開示の際に参照するCDSBフレームワークを公表	2022年1月、IFRS財団と統合
国際統合報告評議会 (International Integrated Reporting Council : IIRC)	民間の非営利組織で、統合報告書を作成する際に参照する国際統合報告フレームワークを公表	2021年6月のSASBとの統合を経て (Value Reporting Foundationを設立)、2022年8月、IFRS財団と統合
サステナビリティ会計基準審議会 (Sustainability Accounting Standards Board : SASB)	民間の非営利組織で、77業種に関する業種別開示基準、SASBスタンダードを公表	2021年6月のIIRCとの統合を経て、2022年8月、IFRS財団と統合
気候関連財務情報開示タスクフォース (Task Force on Climate-related Financial Disclosures : TCFD)	金融安定化理事会 (Financial Stability Board : FSB) に設置されたタスクフォースで、気候変動関連の情報開示に関する提言を公表	2023年10月、解散 (FSBは気候関連開示に係るモニタリングの引継ぎをIFRS財団に要請)

ないなか、ISSBは2つの基準案を公開草案として公表しました。その後、パブリックコメントの検討を経て、2023年6月、ISSBは初のIFRSサステナビリティ開示基準、IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」およびIFRS S2号「気候関連開示」を公表しました^{*6}。

(3) ISSB基準の適用

ISSBが開発する基準は、前述のとおり、包括的なグローバルベースラインとなることが意図されています。つまり、ISSBによる基準を採択する法域においては、独自の開示要求事項を上乗せして運用していくことが想定されています。ISSBがIFRS S1号およびIFRS S2号を公表したことを受け、いくつかの法域の規制当局によって、これらの基準またはこれらの基準をベースに開発した自国基準の適用が検討されているところです。適用するかどうかは各法域の規制当局による決定次第ですが、ISSBによる最初の2つの基準については2023年7月、証券監督者国際機構 (IOSCO) によってエンドース (承認) されていることは注目に値します。これは、IFRS S1号およびIFRS

S2号が、世界の資本市場で使われるのに適切であると認められたことを意味します。なお、IOSCOによるエンドースは、IFRSについても2000年になされており、その後、IFRSの適用は世界で広がりました。

(4) ISSBによる適用推進活動

IFRS S1号およびIFRS S2号の公表後、ISSBは、これらの基準がグローバルで適用されることを推進するため、さまざまな取り組みを行っています。その成果物として、ガイダンス等が掲載されたナレッジハブの開設や教育的資料の公表、ISSB基準採用のための法域ガイド (以下、法域ガイド) の公表が挙げられます。法域ガイドは、各法域がサステナビリティ関連の開示要件を導入するにあたり、ISSB基準の適用またはその他の使用 (ISSB基準に整合するローカルな開示基準の導入を含む) において取り得るアプローチについて説明したものです。

(5) ISSBによる今後の基準開発

今後、ISSBは、IFRS S1号およびIFRS S2号の適用推進に加え、新たな基準開発にも取り組む予定です。ISSBは情報要請「アジェンダの優先度に関する協議」へのコメント検討を経て、2024年4月、今後2年間の作業計画に追加する新たなリサーチおよび基準設定のプロジェクトを次のとおりとすることを暫定

^{*6} IFRS S1号およびIFRS S2号の内容については、PwCウェブサイトのViewpoint解説「IFRSサステナビリティ開示基準—ガイダンス、インサイト、何から開始すべきか【詳細解説】」を参照。https://viewpoint.pwc.com/dt/jp/ja/pwc/in_depths/in_depths_JP/20230727_indepth_int.html

決定しています。

- 生物多様性、生態系および生態系サービスに関連するリスクおよび機会に関するリサーチプロジェクト
- 人的資本に関連するリスクおよび機会に関するリサーチプロジェクト

4 わが国の動向

(1) SSBJの設立と公開草案の公表

3 で述べたとおり、国際的なサステナビリティ開示基準の開発に向けた動きが加速するなか、わが国においても、国際的な意見発信と、わが国におけるサステナビリティ開示基準の開発の両方を担う組織の必要性が認識されました。このため、財務会計基準機構（FAF）は2021年12月、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）を2022年7月に設立する旨、および当面の対応として2022年1月に「SSBJ設立準備委員会」を設置する旨を公表しました。

SSBJ設立準備委員会による議論を経て、SSBJはわが国のサステナビリティ開示基準の開発を進めています。SSBJが高品質で国際的に整合性のあるサステナビリティ開示基準を開発するにあたり、グローバルベースラインとされるISSB基準と整合性のあるものとするのが市場関係者にとって有用であると考えられました。そのため、SSBJではIFRS S1号に相当する基準およびIFRS S2号に相当する基準の開発に取り組むこととなり、SSBJによる基準には、基本的にIFRS S1号およびIFRS S2号の内容をそのまま取り入れることとされました。一方で、個々の論点ごとに、提供される情報が重要でないもの、企業に過度な負担をかけることが明らかなもの、周辺諸制度への制約が生じるものについては、国際的な比較可能性を損なわない範囲で取り入れない、または追加的な基準を設ける方針で議論がなされました。

そして2024年3月、SSBJはわが国初のサステナビリティ開示基準案を公開草案として公表しました（コメント受付は2024年7月31日で終了）。公表された

公開草案は以下の3つです^{※7}。

- サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案「サステナビリティ開示基準の適用（案）」（以下、適用基準）
- サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第1号「一般開示基準（案）」（以下、一般基準）
- サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第2号「気候関連開示基準（案）」（以下、気候基準）

ISSBが公表した基準はIFRS S1号およびIFRS S2号の2つですが、SSBJは計3つの基準案を公表しています。これは、分かりやすさの観点から、IFRS S1号に相当する基準を適用基準と一般基準の2つに分け、IFRS S2号に相当する基準を気候基準として示しているためです。SSBJによる公開草案にはIFRS S1号およびIFRS S2号の要求事項が全て取り入れられている一方で、SSBJ独自の取扱いも含まれています。

SSBJは公開草案に対して寄せられたコメントを検討しており、確定基準を2025年3月末までに公表する目標を掲げています。強制適用時期については、今後法令で定められることが想定されるため、SSBJ基準では定めないことが提案されています。

(2) SSBJ基準の適用対象・時期

SSBJ基準の適用対象や時期、第三者による保証については、2024年2月に示された「グローバル投資家との建設的な対話を中心に据えた企業（東京証券取引所のプライム上場企業またはその一部）から始める」方針のもと^{※8}、詳細は金融審議会の「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」で議論されています。2024年5月14日の第2回会議および2024年6月28日に開催された第3回会議では、プライム上場企業を時価総額で分

※7 SSBJによる公開草案の内容についてはPwCウェブサイトのViewpoint解説「サステナビリティ基準委員会がサステナビリティ開示基準の公開草案を公表（SSBJ）」を参照。https://viewpoint.pwc.com/dt/jp/ja/pwc/japan_gaap_topis/japan_gaap_topics_JP/japan_topics_240403a.html

※8 2024年2月6日に開催された第30回サステナビリティ基準委員会において、金融庁企画市場局企業開示課長より「グローバル投資家との建設的な対話を中心に据えた企業、すなわち、東証のプライム上場企業またはその一部から始めることが必要と考えられる」旨の説明がなされた。

類し、2027年3月期から順次、SSBJ基準の適用を義務づける対象を拡大していき、2030年代には全てのプライム上場企業に義務付ける案が事務局から示されました。具体的には、時価総額3兆円以上、1兆円以上、5,000億円以上に分類する案となっています。保証のあり方も今後の検討課題となっています。

5 今後想定される動きと対応

サステナビリティ開示に係る規制に関して、各法域でのこれまでの動き、最近の動き、今後想定される動きを要約すると図表2のとおりです。

(1) IFRS S1号および IFRS S2号に相当する日本基準への対応

4 (1) で述べたとおり、わが国におけるサステナビリティ開示基準の開発は、国際的な動向の影響を受けて進められています。現在はIFRS S1号および

IFRS S2号に相当する日本基準が開発されており、それらの基準の適用に向け、企業、保証実施者および利用者それぞれが準備を進める必要があります。日本企業においては、まず、自社がSSBJ基準の適用対象となるかどうかを確認する必要があります。4 (2) で述べた議論の動向を見据えながら開示の準備を進める企業においては、サステナビリティ関連のリスクと機会をマネジメントする経営体制を構築・推進していくことが必要であり、経営陣の関与が重要となります^{※9※10}。

SSBJ基準に準拠した開示を行うと同時に、ISSB基準に準拠した開示を行おうとする企業は、両基準の差異に留意する必要があります。2024年3月に公表されたSSBJ公開草案にはISSB基準（IFRS S1号およびIFRS S2号）の要求事項が全て取り入れられている一方で、SSBJ独自の取扱いも含まれています。この点、企業がSSBJ独自の取扱いを選択しなければ、ISSB基準にも準拠したことになることが意図されています^{※11}。

図表2：各法域での主な動き

法域	これまでの動き	最近の動き (2024年1月～2024年9月)	今後想定される動き (2024年10月～)
EU	<ul style="list-style-type: none"> CSRD最終化 (2022年12月) ESRS第1弾最終化 (2023年7月) 	<ul style="list-style-type: none"> CSRDおよびESRSの適用開始 (2024年から段階的に) 	<ul style="list-style-type: none"> CSRDおよびESRSの適用 (段階的に) ESRS (セクター別、第三国事業者向け基準) の開発 限定的保証から合理的保証への移行の検討
米国	<ul style="list-style-type: none"> 気候関連開示に関する規則案の公表 (2022年3月) 	<ul style="list-style-type: none"> 気候関連開示に関する規則の採決 (2024年3月、ただし同年4月に一時停止発表) 	<ul style="list-style-type: none"> 人的資本に関する開示規則案の検討
ISSB	<ul style="list-style-type: none"> ISSB設立 (2021年11月) 初の確定基準 (IFRS S1号・IFRS S2号) の公表 (2023年6月) 	<ul style="list-style-type: none"> IFRS S1号・IFRS S2号の適用促進のための活動 新テーマに係るリサーチ (生物多様性、生態系および生態系サービス&人的資本) 	<ul style="list-style-type: none"> IFRS S1号・IFRS S2号の適用促進のための活動の継続 新テーマに係るリサーチの継続 (生物多様性、生態系および生態系サービス&人的資本)
日本	<ul style="list-style-type: none"> SSBJ設立準備委員会設立 (2022年1月) SSBJ設立 (2022年7月) 	<ul style="list-style-type: none"> 金融審議会のワーキング・グループで議論開始 (2024年3月) SSBJ公開草案 (2024年3月公表) へのコメント募集、コメントを踏まえた検討 	<ul style="list-style-type: none"> 金融審議会のワーキング・グループで議論の継続 (SSBJ基準の適用対象・適用時期、保証のあり方等) SSBJ確定基準の公表 (2025年3月末目標)

※9 日本企業に必要な対応の詳細については、PwC's View第51号の記事「わが国におけるサステナビリティ開示基準の適用と日本企業への影響」(「基礎研究所だより」第17回)を参照。https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/prmagazine/pwcs-view/assets/pdf/51-07.pdf

※10 第三者保証を受けるにあたって企業に求められる対応については、遠藤英昭・吉田智紀「保証実務の現場から：①監査法人の保証」『企業会計』2024, Vol.76 No.6を参照。

※11 SSBJ事務局「SSBJ基準案に寄せられた主な質問」(最終更新日：2024年6月18日)の「ISSB基準との同時準拠」(4ページ)を参照。https://www.ssb-j.jp/jp/news_release/400713.html

図表3：本文中で使用した略語とその正式名称

略語	正式名称	日本語による一般的な呼称
CSRD	Corporate Sustainability Reporting Directive	企業サステナビリティ報告指令
ESRS	European Sustainability Reporting Standards	欧州サステナビリティ報告基準
FASF	Financial Accounting Standards Foundation	公益財団法人財務会計基準機構
IASB	International Accounting Standards Board	国際会計基準審議会
IFRS	International Financial Reporting Standards	国際財務報告基準
IOSCO	International Organization of Securities Commissions	証券監督者国際機構
ISSB	International Sustainability Standards Board	国際サステナビリティ基準審議会
NFRD	Non-Financial Reporting Directive	非財務情報の報告に関する指令
SEC	Securities and Exchange Commission	米国証券取引委員会
SSBJ	Sustainability Standards Board of Japan	サステナビリティ基準委員会

また、CSRDおよびESRSの適用が求められる日本企業においては、ESRSとSSBJ基準の整合性にも留意する必要があります。ESRSとSSBJ基準の整合性に関する資料は公表されていないものの、ESRSとISSB基準の整合性についての資料は公表されています。2024年5月、IFRS財団とEFRAGは共同で、ISSB基準とESRSの整合性に関するガイダンス資料（以下、相互運用可能性ガイダンス）を公表しました。相互運用可能性ガイダンスは、ISSB基準とESRSの両方に基づき報告する企業が両基準の下での報告の効率性を向上させる手段として利用できます。相互運用可能性ガイダンスでは、ISSB基準とESRSの気候関連の開示において高いレベルの整合性があることが示されるとともに、相互運用可能性を実現するために作成者が追加の開示や選択を行う必要のある領域についても言及されています。

(2) 今後の新基準への対応

ISSBやEUにおいては今後、新たな基準の開発、または新たな基準の開発に向けたリサーチが予定されていることから、その動向を踏まえた対応もいずれ必要となります。今後のサステナビリティ開示への対応にあたっては、規制整備のスピードの速さに留意する必要がありますでしょう。サステナビリティ情報開示に対するニーズの高さを受けてのことと考えられますが、会計基準等の財務報告に係る規制の整備と比べると、サステナビリティ開示に係る規制の整備のスピードはこれまできわめて速く、今後も同様であることが考え

られるためです。

6 おわりに

サステナビリティ情報開示については、さまざまなソースからの情報が利用可能となっており、今後、情報量はますます増えていくことが想定されます。準備にあたっては、信頼できるソースからの情報を大事にして判断を行っていくことが肝要です。

矢農 理恵子 (やのうりえこ)

PwC Japan 有限責任監査法人 パートナー、執行役員

公認会計士

大手金融機関などの監査業務に従事後、ロンドンの国際会計基準審議会 (IASB) にて日本人初のプロジェクトマネージャーとしてIFRSの開発に携わる。2012年にPwC Japanグループの会計論点の最終判断を行う部門のリーダー、およびPwCグローバルネットワークの会計相談を担うグループの日本代表に就任し、日本の会計基準やIFRSに関する重要論点の最終承認者として会計基準の適用に係る課題解決に携わる。2019年7月より企業会計基準委員会 (ASBJ) の常勤委員として日本の会計基準の開発や、国際的な会計基準に対する意見発信に従事。2022年4月より、PwCあらた有限責任監査法人 (当時) にて、企業報告に関する知見の発信をリード。2024年7月よりPwC Japan有限責任監査法人 基礎研究所の所長も務める。

メールアドレス：rieko.yanou@pwc.com

LinkedIn



株式報酬制度をグローバルで導入する際の 税務論点



PwC 税理士法人
パートナー 西川 真由美

はじめに

日本企業の株式報酬制度はいまや一般的となり、制度の対象者を役員のみならず、従業員にも拡大する傾向が見られます。そして、日本の役員、従業員だけではなく、海外子会社の役員、従業員にも同じように株式を給付するケースが増えてきています。株式報酬は金銭で支給される給与と異なり、株式自体の価値が変動することもあり、役員、従業員の企業への貢献に対するインセンティブとしての効果が高くなることが期待される一方で、税務上の取り扱いが複雑になることがあります。とりわけ、クロスボーダーでのやり取りになると、海外子会社の役員、従業員の居住地国での課税関係を考慮することが求められます。さらに、海外勤務を経て、日本に帰任した役員、従業員に不利益が生じないような制度になっているか否かにも配慮する必要があります。本稿では、株式報酬の種類と課税関係を整理したうえで、株式報酬制度をグローバルで導入する場合の税務ポイントを解説します。

なお、文中の意見に係る記載は筆者の私見であり、PwC 税理士法人および所属部門の正式見解ではないことをお断りします。

1 株式報酬の種類と日本における課税関係の整理

株式報酬にはいくつかの種類がありますが、ここでは一般的なものとして、ストックオプション、株式交付信託、譲渡制限付株式の課税についてどのような関係にあるのか整理します。

(1) ストックオプション

ストックオプションは、税制適格のものと同非適格のものに大別されます。税制適格ストックオプションとは**図表1**に挙げている要件を充足するものをいい、行使時における課税が繰り延べられ、ストックオプションを行使することで取得する株式を譲渡する際に、譲渡収入とストックオプションに係る行使価格の差額について、譲渡益として課税することとされているものです。つまり、税制適格でなければ、ストックオプションの行使時に行使益（行使時における株式の時価と行使価格との差額）が給与所得として総合課税（最高税率56%）の対象となるところ、税制適格であれば、譲渡益部分が株式等に係る譲渡所得等として分離課税（適用税率20.315%）の対象となります（租税特別措置法第29条の2）。

図表1の3の権利行使価額がストックオプションに係る契約の締結時の時価以上でなければならないという要件について、上場企業であれば市場価額があるため特に疑問は生じませんが、非上場企業である場合にどのように株価を算定すべきかという論点があります。この点について、国税庁から「ストックオプションの対する課税（Q&A）」が公表されており、財産評価基本通達の例によって算定することもできると解説されています。**図表1**の1および**図表1**の6のただし書きに記載した要件緩和と合わせて、上場を目指すスタートアップ企業も、その役員、従業員に対するインセンティブとしてストックオプション制度を利用しやすくなってきています。

図表1：税制適格ストックオプションの要件

番号	項目	説明
1	行使期間	ストックオプション（新株予約権）の行使は、当該ストックオプションに係る付与決議の日後2年を経過した日から当該付与決議の日後10年を経過する日までの間に行うこと。 ただし、付与決議の日において設立の日以後の期間が5年未満の非上場会社については、スタートアップ企業の事業化までの期間を考慮して、行使期間が5年延長されている（付与決議の日後15年を経過する日まで）。
2	年間の権利行使上限	権利行使価額の年間の合計額が1,200万円を超えないこと。 ただし、下記の場合は上限が引き上げられている。 ① 付与決議の日において設立の日以後の期間が5年未満の場合：2,400万円 ② 付与決議の日において設立の日以後の期間が5年以上20年未満で、かつ、未上場または上場の日以後の期間が5年未満：3,600万円
3	権利行使価額	1株当たりの権利行使価額は、ストックオプションに係る契約を締結した株式会社の株式の当該締結のときにおける1株当たりの価額に相当する金額以上であること。
4	譲渡制限	譲渡をしてはならないとされていること。
5	付与決議	ストックオプションの行使に係る株式の交付が当該交付のために付与決議がされた会社法第238条第1項に定める事項に反しないで行われるものであること。
6	株式の保管委託	ストックオプションの行使によって取得する株式について、当該行使に係る株式会社と金融商品取引業者等との間であらかじめ締結される取り決めに従って、当該取得後直ちに、当該金融商品取引業者等の振替口座簿に記載もしくは記録を受け、またはその営業所等に保管の委託もしくは管理等信託がされること。 ただし、譲渡制限株式については、金融商品取引業者等への保管委託に代えて、株式会社による株式の管理が認められている。
7	国外転出時の通知	ストックオプションの行使の日までの間に国外転出をする場合には、当該国外転出をするときまでに当該ストックオプションに係る契約を締結した株式会社にその旨を通知すること。

出所：PwC作成

また、いわゆる「1円ストックオプション」（権利行使価額が1円であるストックオプション）は、図表1の3の要件を充足しないため、税制非適格となります。株式報酬制度として税制非適格ストックオプションを採用する場合、原則として、ストックオプションの権利行使時に権利行使をする役員、従業員に対して給与課税が生じることになるため、会社にとっては源泉徴収義務が生じることとなります（権利行使期間を退職後10日以内に設定するなど、退職所得として課税されるものもありますが、会社に源泉徴収義務が生じることには変わりありません）。源泉徴収義務が生じる場合、金銭により支給される給与と異なり、対象となる役員、従業員から会社に対して源泉徴収税額相当の金銭を払い込むことを要請するなど、納税資金の手当てが必要となることがあります。

(2) 株式交付信託

株式交付信託とは、会社と信託銀行等の間で信託契約を締結し、役員、従業員に対して交付する予定の株式を信託で保有して、将来、役員または従業員が株式交付条件を満たしたときに、当該信託から当該信託の受益者となった役員または従業員に対して信託から株式を交付する仕組みです。

株式交付信託に係る信託は、税務上、一般に、受益者等課税信託として取り扱われ、信託内の財産はみなし受益者で

ある会社（委託者）が直接保有するものとして取り扱われず（所得税法第13条第1項、法人税法第12条第1項）。したがって、株式交付信託からの株式の交付は、税務上、会社が対象となる役員または従業員に給与や退職金を現物支給する場合と同様に扱われることとなります。

株式交付信託では、会社において生じる源泉徴収義務に備えるため、交付する株式の一定割合を換価して給付する方法が採用されるケースがあります。例えば、交付する予定の株式100株のうち、50株相当は信託内で売却し、売却収入として得た金銭を支給、残りの50株は現物を交付するというイメージです。会社は支給した金銭のうちから源泉徴収税額を控除することができるため、税制非適格ストックオプションの場合と比較すると源泉徴収に係る事務負担は軽減されると思われます。

(3) 譲渡制限付株式

譲渡制限付株式とは、役員、従業員に対して株式を交付する際に、会社との契約等により一定期間内の譲渡を制限するものです。実際に株式の交付を受けることから、交付を受けた役員または従業員は株主となり、株主としての権利を有することとなる（配当を受領する権利がある）一方、株式を処分することができないため、当該譲渡制限が解除されるま

での期間における会社への貢献に対するインセンティブ効果が期待されるものです。

税務上は、特定譲渡制限付株式の要件（図表2）に該当すれば、株式の交付を受けた時点では課税は生じず、譲渡制限が解除された時に給与課税が生じることになります（所得税基本通達23~35共-5の2、同23~35共-5の3）。退職に基因して譲渡制限が解除される場合には、退職所得として課税されることとなりますが、役員に対する制度としては退任時に譲渡制限を解除するタイプのものを多く見かけます。

図表2：特定譲渡制限付株式の要件

番号	説明
1	譲渡についての制限がされており、かつ、当該譲渡についての制限に係る期間（譲渡制限期間）が設けられていること。
2	個人からの役務の提供を受ける法人等が株式を無償で取得することとなる事由が定められていること。
3	役務の提供の対価として個人に生ずる債権の給付と引き換えに当該個人に交付されるものであること。または、実質的に当該役務の提供の対価と認められるものであること。

譲渡制限解除時には、会社に源泉徴収義務が生じることになります。税制非適格ストックオプションの場合と同様に、源泉徴収に伴う納税資金の手当てを考慮する必要があります。

2 海外子会社の役員、従業員を株式報酬制度の対象とする場合の税務ポイント

(1) 居住地国および日本における課税制度のリサーチ

海外子会社の役員、従業員に対しても、日本の親会社が発行する株式を付与する場合、役員、従業員の居住地国でどのような課税関係が生じるのか、また、過去にストックオプションを付与したり譲渡制限付株式を交付したりした役員、従業員が海外に出勤などして海外勤務となる場合にどのような課税が生じるのかなど、クロスボーダー特有の論点について検討する必要があります。

① 居住地国および日本での個人に対する所得課税

日本に限らず、会社との雇用関係に基づくインセンティブ報酬を給与として課税する国は多くありますが、報酬制度の種類によって個人に対する課税の方法やタイミングが異なる場合があります。特に、ストックオプションや譲渡制限付株式の場合には、現地での課税関係に注意する必要があります。1で述べたように、日本ではストックオプションの場合には税制適格要件を充当すれば株式譲渡時まで課税されない

のに対して、他国では権利付与や権利行使のタイミングで課税の対象となることが考えられます。また、譲渡制限付株式の場合、日本では譲渡制限が解除されるタイミングで所得を認識しますが、国によっては、譲渡制限付株式であっても交付時（つまり、譲渡制限解除前）に課税の対象となることが考えられます。株式交付信託の場合は、これ自身が日本の信託という特有の仕組みを利用したものであるため、他国での取り扱いを分析するにあたっては、現地の税務専門家に丁寧にその仕組みを説明する必要があります。

グローバル展開する場合、実務上はまず、どのような報酬制度を導入しようとするのか、いくつか候補となるプランを決めてから、それぞれのプランに対する課税関係の概要（課税のタイミング、適用される税率、納税方法など）を調査し、導入に際して障害がないかを確認します。税務上の観点に加えて、法律面での調査も必要となります。日本国外に居住する個人に対して日本企業の株式を保有させようとする場合、法規制により保有が困難である場合があります。法律面も含めて大きな障害がないことが確認できたら、具体的に想定する制度設計に基づいて、より詳細な調査を行うのが一般的な進め方です。株式報酬に関する規程のドラフトを、税務の観点からレビューすることも有用です。

また、日本の親会社の役員の立場で支給される報酬なのか、海外子会社での職務執行に対して支給される報酬なのかによっても課税関係が異なる可能性があり、報酬制度の枠組みと合わせて整理する必要があります。

② 海外子会社の役員、従業員に係る報酬費用の取り扱い

株式報酬の場合、親会社の株式を交付することになるため、いったん親会社で当該株式報酬に係る費用を計上するのが一般的ですが、後日、海外子会社に対して請求するか否かを検討する必要があります。海外子会社での職務執行に対して支給する株式報酬である場合は、海外子会社はその費用を負担するのが合理的と考えられますが、海外子会社が負担した費用について、海外子会社側で法人税の課税所得の計算上、損金として認められるか否かを確認する必要があります。

また、海外子会社の役員、従業員に対する株式報酬に係る費用であっても、日本の親会社が負担するケースも見受けられます。その場合、日本の親会社において、法人税法上、その負担する株式報酬費用を負担する妥当性が説明できるかどうか損金算入可否に影響を与えるため、慎重に検討する必要があります。

(2) 留意すべき論点

海外で勤務することとなった役員、従業員が、過去に日本で付与されたストックオプションを海外勤務期間中に行使することによって株式を取得することも考えられます。当該ストックオプションの行使益に対して課税権を持つのはどちらの国なのか（日本なのか居住地国なのか）を判定する必要があるほか、税制適格ストックオプションである場合には譲渡益に対する課税関係も整理する必要があります。

また、海外勤務期間中にも、日本で勤務していた期間と同様に、株式報酬を支給したいという場合もあるでしょう。海外勤務期間中に付与されたストックオプションを帰任後に行使したり、海外勤務期間中に交付された譲渡制限付株式について帰任後に譲渡制限が解除されたりすることも考えられます。想定外のタイミング、つまり、日本で課税が生じると想定しているよりも前倒して居住地国で課税が生じることがないか、居住地国で課税されているにもかかわらず帰任後に日本で再度課税されることはないかなど、慎重にリサーチする必要があります。仮に両国で納税義務が生じる場合、二重

課税を排除するための手続きが存在するのか、現実的にその手続きが有効に活用できるのか、活用が困難であるとすればどのような対応が考えられるのか、あらかじめ検討しておく必要があります。

3 おわりに

株式報酬制度をグローバルに展開するにあたっては、日本における個人所得税の取り扱いに加えて、海外税制を含めた幅広い調査、検討が必要となります。株式報酬は高いインセンティブ効果が期待されますが、権利付与から経済的便益が生じるまでの期間が長期にわたることが多く、課税当局から不当に課税を繰り延べしていると捉えられると厳しい税負担が課せられることもあり得ます。各国において独自のルールが定められていることが想定されるため、日本だけでなく、現地の税務専門家にもアドバイスを求める必要があります。

西川 真由美 (にしかわ まゆみ)

PwC 税理士法人 パートナー

2003年より金融機関向けの税務アドバイスを提供。2018年8月、PwC 税理士法人に入社し、金融部に所属。現在は、日系および外資系の銀行、証券会社、リース会社、信託銀行、投資顧問会社などの金融機関向けの税務サービスとして、税務申告の他、リースや信託を含む金融商品や投資、ファイナンスストラクチャーの開発案件に関与し、投資家またはレンダー向けの税務意見書の作成などを担当している。また、役員を中心とした株式報酬制度の設計時における税務面からのアドバイザー業務にも従事し、海外税制のリサーチの他、国税当局への事前照会サポートも行っている。

メールアドレス：mayumi.nishikawa@pwc.com

インドネシアの事業環境および 関連規制の動向

PwC インドネシア
ジャパンビジネスデスク

はじめに

インドネシア経済は2008年のリーマンショック、2020年の新型コロナウイルス感染症パンデミックによる影響を受けながらも、2000年から2024年の今日に至るまでGDP成長率は4～5%の高水準で推移しています。2010年には国民1人当たりのGDPが3,000米ドルを超え、多くの日本企業がインドネシアに進出しています^{*1}。

直近の2023年の実質GDP成長率も5.05%を記録し、インドネシア中央銀行は2024年の成長率も約5%を予測しています。世界経済に懸念が残り、高インフレが続いているにもかかわらず、家計消費が増加していることは、インドネシア国民の購買力が維持されていることを示しています。また、国際通貨基金（IMF）の予想では2027年には国民1人あたりの名目GDPは6,500ドルを超え、インドネシアは2045年には世界第5位の経済大国になると考えられています。ロシアによるウクライナ進攻による影響や中国経済の不安定さが指摘される中、今後も経済成長が続くであろうインドネシアに注目する日本企業が増えています。

過去3年間、「エネルギー・鉱業」「通信技術」「金融サービス」分野への投資が活発化しています。今後はこれらのセクターに加え、「物流・流通」「医療・ヘルスケア」「自動車（電気自動車）」の分野などに投資機会があると考えられています。

本稿では、インドネシアの税務環境や気候変動対策、不正リスク、個人情報保護法などのトピックスについて日本企業への影響を含めて解説します。

なお、文中の意見は筆者の私見であり、PwCインドネシアおよび所属部門の正式見解ではないことをお断りします。

1 インドネシアの財政・税制の状況

インドネシアの財政状況は、以前より慢性的な財政赤字状態が続いています。コロナ禍であった2020年と2021年は1,000兆ルピア超まで赤字が拡大しましたが、2022年は840兆ルピア、2023年は598兆ルピア、2024年は523兆ルピアの赤字予算が組まれており、赤字幅は縮小傾向にあるものの赤字予算であることは変わりません（図表1）。

インドネシアでは国家歳入の8割超を関税を含む税収が占めており、歳入に対する高税収依存構造と高い税収目標設定が税務執行強化の要因となっています（図表1）。

税収実績については、統計上確認が可能な範囲では2020年まで10年以上未達でした。しかし2021年から2023年は3年連続で国税総局の目標予算を達成し、特に2022年および2023年については期中に目標予算の上方修正を発表したにもかかわらず、それぞれ15%、3%近い予算超過を達成しました。2024年については、4月末時点の目標達成率が31.4%と厳しい状況であり、目標を達成するために税務調査や関税調査が活発化する傾向にあると考えられます（図表2）。

この点、インドネシア国税総局はデータ重視の組織改革に取り組んでおり、国税総局の人事、組織およびプロセスの改革を行い、ITデジタル化に注力しています。過去に開発した既存のプラットフォームや税務行政システムを統合し、金融サービス庁や関税当局、その他各省庁から得られるデータを参照・比較ができるよう、新たな税務管理システム（Sistem Inti Administrasi Perpajakan：コアタックスシステム）の導入を2024年末に予定しています。これに対応する形で国税総局内では人事・組織の改編が行われています。これにより、税務当局による納税者情報や納税者間取引の分析のスピードや精度が上がり、税務調査において税務申告内容と他データを照合し特定した差異に対して課税を行う、いわゆるリコンシレーション課税が強化されると考えられます。

*1 Badan Pusat Statistik Indonesia, PwC “Global Economy Watch”

図表1：インドネシアの国家予算、国家予算における歳入の内訳（単位：兆ルピア）

国家予算	2019	2020		2021	2022		2023		2024
		当初予算	修正予算 ^{※1}		当初予算	修正予算 ^{※2}	当初予算	修正予算 ^{※3}	
(a) 歳入	2,165	2,233	1,700	1,744	1,846	2,266	2,463	2,634	2,802
(b) 歳出	2,461	2,540	2,739	2,750	2,714	3,106	3,061	3,117	3,325
(a) - (b)	△296	△307	△1,039	△1,006	△868	△840	△598	△483	△523

歳入の内訳	2019	2020		2021	2022		2023		2024
		当初予算	修正予算 ^{※1}		当初予算	修正予算 ^{※2}	当初予算	修正予算 ^{※3}	
税収（関税含む）	1,786	1,866	1,405	1,445	1,510	1,784	2,021	2,118	2,310
	82.5%	83.5%	82.6%	82.8%	81.8%	78.7%	82.1%	80.4%	82.4%
その他収入	378	367	294	299	336	482	427	516	492

※1 大統領令2020年72号（2020年6月25日より有効）による組み替え後

※2 大統領令2022年98号（2022年6月27日より有効）による組み替え後

※3 大統領令2023年75号（2023年11月10日より有効）による組み替え後

出所：インドネシア政府機関発表資料等をもとにPwC作成

図表2：国税総局による税収目標と税収実績の推移

年		DGT ^{※1} 税収目標 (a)	前年比DGT目標増加率 (b)	税収実績 (c)	達成率 (d) = (c/a)
2024		1,989	9.4%	624 ^{※2}	31.4% ^{※2}
2023	修正後	1,818	22.4%	1,869	102.8%
	当初予算	1,718	15.7%		108.8%
2022	修正後	1,485	20.8%	1,717	115.6%
	当初予算	1,265	2.8%		135.7%
2021		1,230	2.6%	1,278	103.9%
2020	修正後	1,199	△24.0%	1,070	89.3%
	当初予算	1,643	4.1%		65.1%
2019		1,577	10.8%	1,332	84.3%

※1 DGT：Direktorat Jenderal Pajak（インドネシア国税総局）

※2 2024年4月末時点

出所：インドネシア政府機関発表資料等をもとにPwC作成

上記のとおり、国税総局は税務執行強化と特定のテーマへのモニタリング強化の取り組みを掲げており、移転価格や富裕層などを切り口としたモニタリング、および納税者へのSP2DK（Surat Permintaan Penjelasan atas Data dan/atau Keterangan：データおよび資料に関する説明依頼書）による資料提出依頼ならびにそれに伴う追加的な説明を求めるモニタリングを実施しています。

これにより国税総局は、納税者をWP Strategis（戦略的納税者）とそれ以外に分類し、SP2DKに対する回答期間や回答内容から納税者を評価・分析してフォローアップを行っており、今後、納税者にとって税務環境はより厳しくなると考えられます。

納税者は、税務調査の内容に同意できない場合、その後、異議申立や税務裁判に進むことが可能です。異議申立は、納税者所轄税務署の上部組織に該当する地方国税局が担当す

るため、一般的に税務調査における更正内容が変更される事案は多くはありませんが、その後の税務裁判においては部分勝訴を含む納税者の勝訴率が6割から7割という状況となっています（図表3）。納税者の勝訴率が高いという事実は、税務調査においては一方的に非合理的な課税が行われることが多い一方で、税務裁判では一定程度の合理的な判断がなされていることを反映しているものと思われま

現地日系企業としてのベストプラクティス

2024年の税収目標に対する徴収状況を鑑みると、インドネシアにおける税務執行環境は今後より一層厳しくなるものと想定されます。移転価格については、移転価格税制に関するインドネシア財務省の通達「PMK-172」が2023年12月29日に発効され、国内移転価格課税みなし配当課税が引き続き論点となっており、更正金額の観点からも税務リスクはより

図表3：税務裁判の判決に関する統計データ

項目	2019	2020	2021	2022	2023
(a) 納税者敗訴	2,388	2,507	3,297	4,534	4,574
(b) 納税者部分勝訴	1,903	2,282	2,590	3,004	2,769
(c) 納税者全面勝訴	4,937	4,598	5,338	6,374	7,399
(d) 棄却	621	573	1,381	959	1,174
(e) その他	77	27	121	83	23
(f) 合計 (a+b+c+d+e)	9,926	9,987	12,727	15,054	15,939
(g) 当局勝訴率 ((a+d+e)/f)	31.09%	31.11%	37.71%	37.30%	36.21%
(h) 納税者勝訴率 (1-g)	68.91%	68.89%	62.29%	62.30%	63.79%

出所：インドネシア政府機関発表資料等をもとにPwC作成

大きくなっていると言えます。また、前述のコアタックスシステムの開発をはじめ、税務当局によるデータおよびITの活用によるデジタル化の進展が公表された資料等からも確認されており、これにより税務当局の分析スピードやその精度も上がることが想定されます。

現在、従前のベストプラクティス対応である以下の(1)～(3)に加え、税務当局のデジタル化によるリコンシリエーション課税の迅速化・強化への対応として、納税者側も従来の税務ガバナンス・税務調査対応を見直し、各現地日系企業でもデジタル化を取り入れるなど、対応方法を検討せざるを得ない局面にきています。

- (1) インドネシアの最新の税務環境の正確な理解と税務執行トレンドの把握
- (2) 自社の問題点・リスクの把握および税務紛争に対する徹底的な事前準備
- (3) 税務紛争初期段階からの本社、地域本社を含めた関係者間の協働体制の構築と迅速な意思決定

税務当局がITデジタル化を推進した場合においても、インドネシアの税務調査・紛争プロセスはすでに標準化されており、基本的に従来どおりのプロセスが施行されと考えられます。一方で、現地経営者の観点から、徹底した事前準備、本社・地域本社間での時間差のない認識合わせ、迅速な意思決定・対応、税務ガバナンスの見直し、およびデジタル化の導入を伴う社内体制強化等を進めることで、インドネシアにおける税務リスクの低減が可能となると考えられます。前述のとおり、インドネシアは構造的な収支依存および高い税収目標設定による厳しい税務執行、ならびに税務調査における非合理とみられる課税が多く見られるなど、税務環境が非常に厳しい国ですが、経営者が対策の手を打たなければ結果

的に税務コストを過大に負担することになり、当地におけるビジネスの継続にも影響を与えかねません。上述のベストプラクティスを参考に税務リスク対応の体制見直しおよび強化を行うことが急務であると考えます。

2 インドネシアにおけるESGへの取り組み

インドネシアにおける気候変動対策は2021年に重要な政策が複数打ち出され、以後大きく前進しています。インドネシア政府は2021年7月、「温室効果ガス(GHG)排出量削減目標(Nationally Determined Contribution : NDC)」の改訂版、および「2050年低炭素・気候強靱化のための長期戦略(Long-Term Strategy for Low Carbon and Climate Resilience 2050)」を国連気候変動事務局に提出しました。同年10月に開催された第26回国連気候変動枠組み条約締約国会議(COP26)首脳会合の場で、ジョコ・ウィドド大統領は、「2030年までにインドネシアのGHG排出量をネットで低下させ、2060年までにはカーボンニュートラルを達成する」と宣言し、従来のNDCで示していた2070年カーボンニュートラル達成から10年前倒しを目指しています。

また、COP26に合わせて、インドネシア政府はカーボンニュートラルにかかる目標設定のみならず、達成のための戦略的な政策も打ち出しています。1つは、アジア開発銀行とともに「エネルギートランジションメカニズム(ETM)」を立ち上げ、国際機関等の低利な資金を組み合わせたブレンドファイナンスをてこに石炭火力発電所の早期退役を促すものです。もう1つは、GHG排出量削減の手段の1つであるカーボンプライシングの導入です。ジョコ・ウィドド大統領はCOP26の場で、カーボンプライシングに係る大統領令2021年第98号に署名したことを発表し、脱炭素に積極的に取り

組んでいく姿勢をアピールしました。カーボンプライシングとは、排出されるCO₂に経済価格を付け、企業や個人の排出削減に向けた行動変容を促す仕組みのことで、

(1) インドネシアにおけるカーボンプライシング

インドネシアのカーボンプライシングは、前述の大統領令、および同令の施行規則である環境林業大臣規則2022年第21号によって、制度の基本的な枠組みが定められており、プライシングの手法として①カーボン取引、②GHG排出量の削減の実績に対するインセンティブの支払い (Result-Based Payment)、③炭素税、④科学技術の発展に応じて創出し得るその他のメカニズム、の4つの仕組みがあります。

カーボン取引には、排出権取引 (キャップアンドトレード) とカーボンクレジット (ベースライン&クレジット) の2種類のメカニズムが存在します。

排出権取引とは、所管の省庁が対象の事業活動に一定のGHG排出量の枠を設定し、実際の排出量が排出枠を超過した場合、排出枠以下に抑えた他者より排出枠を購入するという、政府の定める規制に基づいたカーボン取引です。現時点では発電所セクターのみに導入されており、2023年にインドネシアの国営電力会社 PLN (Perusahaan Listrik Negara) の系統と接続する100メガワット以上の石炭火力発電事業者42社、99の石炭火力発電所に対して排出枠が設定^{※2}され、取引が開始されています。今後2030年に向けて、排出枠を設定する対象がキャプティブな石炭火力発電所やその他の化石燃料による火力発電所に拡大していく可能性もあります。なお、森林セクターの泥炭地・マングローブ管理に対しても排出権取引が導入される予定^{※3}ですが、現時点で対象事業に対し排出枠の設定はなされていません。

他方、カーボンクレジットとは、なんらかの対策がなされない場合のGHG排出量見通し (ベースライン) と、排出削減・吸収除去のプロジェクト等を通じた実際の排出量の差分について、MRV (測定・報告・検証) を経て、経済価値として取引できるようインドネシア政府等が認証したものです。カーボンクレジットとして認証されるプロジェクトには、GHG排出削減の技術に基づくものとして、再エネ、省エネ、バイオマス・バイオガス発電、排熱回収・発電利用、建物のエネルギーマネジメント等が挙げられます。排出除去吸収の自然管理に基づくものには、植林、森林再生、泥炭地修復、森林劣化・火災の防止等が挙げられます。低炭素・脱炭素

に資するプロジェクトをマネタイズできる手法として、非常に重要なメカニズムです。

前述のカーボンクレジットを取引する市場として、インドネシアでは、2023年9月26日に排出権取引市場 (IDX Carbon) がインドネシア証券取引所に開設されました。IDX Carbon開業初日は国営・民間金融機関中心に292億ルピア (約2.8億円) の取引総額^{※4}でスタートしましたが、その後は市場は停滞気味です。現在市場で取引が可能なカーボンクレジットは、国営石油会社プルタミナの子会社プルタミナ・ニュー・リニューアブル・エナジー (PNRE) が手掛ける北スラウェシ州ラヘンドン地熱発電所と、国営電力会社 PLN によるムアラカラン火力発電所プロジェクトによるクレジットのみとなっており、市場参加登録者数も現時点で62社^{※5}しか存在ありません。しかし今後再エネのみならず、森林セクターのGHG吸収・除去活動によるクレジット等、多様なクレジットが市場に登場すれば、クレジット償却によるスコープ1排出量のオフセットのニーズも生まれ、取引は活発になっていく可能性はあります。

(2) 炭素税の導入は延期中

炭素税は、2021年10月に施行した国税規則調和法2021年第7号にて、2022年4月1日から実施するとされていましたが、足元では石炭火力発電所に限定して適用することを定め、本格的な導入は2025年以降に延期されています。石炭火力発電所に対しては前述の排出権取引において、実際の排出量が排出枠を超過し、他者より排出枠の購入によって手当てされない部分に対し炭素税が適用され、CO₂換算で1トンキログラム当たり最低3万ルピア (約290円) の課税が発生します。この税率は欧州等先進諸国に比べ非常に低い税率となっており、国内経済への影響を考慮した結果です。炭素税の本格的な導入は、アイルランガ経済担当調整大臣が2022年10月のキャピタルマーケットサミット&エキスポ2022にて「2025年に炭素税を導入することを目指す」と表明して以来、インドネシア政府からの公式な見解は示されていませんが、プラボウォ次期政権発足 (2024年10月) 後、炭素税導入がどのように検討され、展開され得るか、注視する必要があります。

(3) 欧州国境炭素税 (CBAM) の影響

2023年10月1日に報告義務が開始された欧州連合 (EU)

※2 エネルギー・鉱物資源大臣規則2022年第16号による。

※3 環境林業大臣規則2023年第7号による。

※4 IDX Carbon公表数字 (<https://www.idxcarbon.co.id/data-monthly>)

※5 IDX Carbon公表数字 (<https://www.idxcarbon.co.id/data-monthly>)

による炭素国境調整メカニズム（Carbon Border Adjustment Mechanisms：CBAM）は、インドネシアの国内産業、特に燃料に石炭を使用している鉄鋼業界において相応に影響があります。2026年1月からは、EUに輸出する鉄鋼、アルミニウム、セメント、肥料、水素、電力といった対象製品の生産プロセスで発生した直接排出量（および一部製品については間接排出量も）については、削減やオフセットをしない限り課徴金（EU排出権取引と同等の価格での「CBAM証書」の購入）が負荷されることとなり、EUにおける利益減少やシェア低下に直面することとなります。アジア地域でも、2019年に炭素税を導入し、2030年には税率の引き上げを計画しているシンガポールを皮切りに、タイやマレーシア等でも炭素税導入が検討されており、各国で炭素税の導入が続けばアジア域内でもCBAMのようなカーボンリーケージを防ぐ何らかの手当てがなされる可能性もあります。このような潮流を受けインドネシア政府は、石炭等の化石燃料中心の国内産業保護を引き続き固持していくのか、諸外国の動向に合わせる形で炭素税等のより一層踏み込んだ脱炭素施策を進めていくのか、今後も注目に値すると考えられます。

3 インドネシアにおける不正リスクの潮流 および不正リスク管理の潮流に係る考察

(1) インドネシアにおける不正リスクの潮流

企業が直面する不正・コンプライアンスリスクは、コロナ禍などによる経営環境への影響やESG・SDGsに関する課題解決への社会的要請により多様化しています。昨今のグローバルの不正傾向同様に、インドネシアでも業界横断的にサイバー犯罪の発生傾向は見られる一方で、インドネシアにおける不正傾向としては、**図表4**のとおり「資産の横領」「購買不正」「ビジネスにおける詐欺行為」がグローバル平均を上回ります。

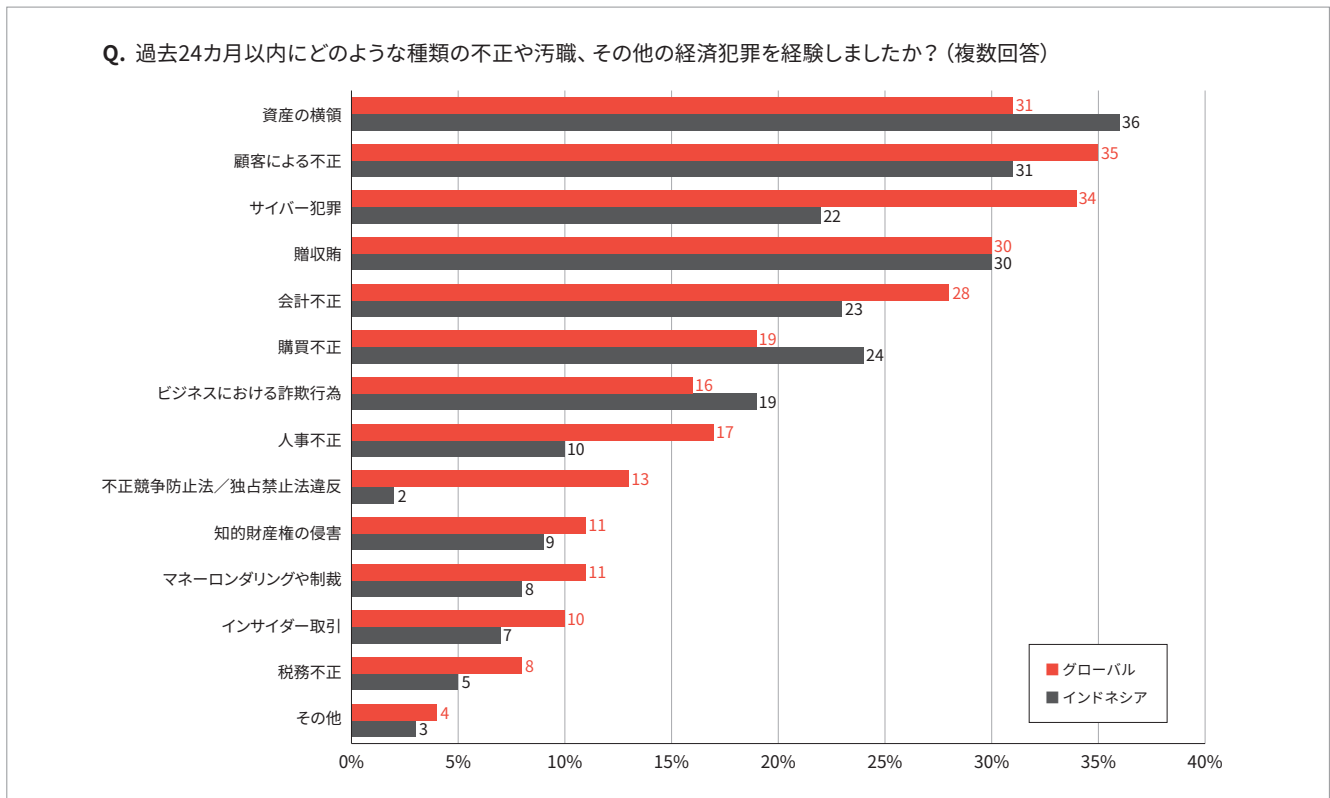
(2) インドネシア国内不正の一例紹介

短期的には小口現金の横領や小切手の不正利用、中長期的には親族の経営する会社との取引や立場を悪用したキックバックなど、さまざまな不正が起こり得ます（**図表5**）。

(3) 不正リスク管理の潮流に係る考察

企業が対応すべきリスク類型は多様化しており、管理対象

図表4：インドネシアにおける不正リスクとグローバルの比較



出所：「経済犯罪実態調査2020（PwC 2020 Global Economic Crime and Fraud Survey）」をもとに作成

図表5：インドネシアの不正事例

不正の種類	事象の概要
資産の横領	インドネシア人役員が会社のクレジットカードを不正に作成して、個人利用目的で100億ルピア以上利用していたことが判明した
ビジネスにおける詐欺行為	ある日本企業のインドネシア子会社において取引先から銀行口座の変更連絡をメールで受け取り、指定された口座に送金をしたが、後日、取引先から入金未了であるとの連絡を受け調査したところ、指定された口座は犯罪組織グループのものであったことが判明した
購買不正	第三者のサプライヤーと長年取引をしていたが、購買担当部長の親族が経営しているサプライヤーであることが判明した
取引先による不正	財閥名義でプロジェクトを持ち掛けて、実際には、財閥とは資本関係のない会社が契約締結会社となっていた

出所：PwC作成

図表6：不正の早期把握のためのツールやソリューション



出所：PwC作成

も自社グループだけでなく、サプライチェーン全体にわたる視座での取り組みが求められる傾向にある中、「変化や予兆を早期に把握すること」による不正リスク・事象への適切な初動対応は、不正に伴う事業リスクの低減へと繋がります。このような背景に伴い、インドネシア事業に係る不正対応においても図表6のようにデータやデジタルソリューションを効果的に活用し、多様なリスクについての変化や予兆を早期に把握したうえで、必要に応じた適切な初動対応を実行することが重要となってきています。

4 インドネシアにおける個人情報保護法

(1) 個人情報保護法の概要

インドネシアの個人情報保護法（以下、PDP法）は、2022年10月17日にジョコ・ウィドド大統領により批准され、個人

情報の保護に関する法律 2022年第27号として制定・施行されました。この法律は①インドネシアの管轄内に所在する場合、および②インドネシアの管轄外に所在する場合で、インドネシアの管轄内に法的影響を及ぼす場合またはインドネシアの管轄外でインドネシア国籍者である個人データ主体に法的影響を及ぼす行為を行う全ての者、公的機関、および国際機関に適用されます。PDP法には移行期間が定められており、データ管理者（Data controller）、データ処理者（Data processor）、および個人データの処理に関係する者は法律施行の2022年10月から2年以内にPDP法に準拠する必要があります。PDP法では個人データを、「個人に関するデータであって、直接的または間接的に、複合的または単独で、電子的または非電子的に識別されるもしくは識別可能なもの」と定義しています。個人データはさらに特定個人データと一般個人データに分類されます。特定個人データには健康データ、生体認証データ、遺伝データ、犯罪記録等が該当し、一

般個人データには氏名、性別、国籍、宗教等が該当します。

(2) 個人情報保護法における義務と罰則

データ管理者およびデータ処理者の義務がPDP法の第20条から56条にわたって記載されています。PDP法の31条では、「データ管理者は全てのデータ処理活動を記録する必要がある」とされています。個人データの処理、つまり個人データの取得、保存、加工、移転、更新、破棄といった一連のデータフローを理解し、正確かつ網羅的に記録する必要があります。PDP法ではデータ主体の権利が明記されており、データ管理者はデータ主体の各種の要求に対して、適時に対応することが求められます。PDP法の30条では、「データ管理者は個人データの更新、修正の要求を受け取ってから、3×24時間以内に対応する義務がある」とされています。情報侵害が発生した場合、同じく3×24時間以内に関連するデータ主体および当局に書面で通知する必要があります。その際は少なくとも、侵害を受けた個人データ、いつどのように侵害が発生したか、どのような是正措置が取られたのかを通知に含める必要があります。さらに、場合によってはデータ管理者は情報侵害について公表する義務もあります。データ管理者およびデータ処理者には上記以外にも各種の義務が定められており、PDP法に違反した場合は行政制裁の対象となります。書面による警告や一時的なデータ処理活動の停止、個人データの消去、行政過料が科せられる場合があり、行政過料は最大で年間売上上の2%です。また、個人情報を不正に取得したり開示、使用すると刑事罰が科される場合があり、罰金は個人で最大60億ルピア、企業は最大で600億ルピアです。

(3) 個人情報保護法への対応

上述のとおり、PDP法への対応には2年間の移行期間の定めがあり、2024年10月までに対応を行う必要があります。

PDP法へ対応するためには、エンドツーエンドのビジネスプロセスと個人データの処理がどのように行われているか理解する必要があります。そのために法務、人事、IT、営業といった部門からメンバーを選出し、タスクフォースチームを立ち上げ、PDP法への対応を開始することが望めます。当該タスクフォースチームを中心に適宜、外部専門家と協力しながら、一連のビジネスプロセスにおいてどのような個人データが処理されているか理解したうえで、現状とPDP法の要求事項とのギャップを分析し、判明したギャップへの対応を進めるというのが一般的な進め方となります。

PDP法への対応は特定時点で実施したことで完了するものではなく、新規ビジネスを開始したり、既存ビジネスに変化がある場合には、関連するプロセスを理解し、リスク評価を見直す必要があります。また、従業員に対する継続的な研修・教育や定期的なレビューを行い、社内の法令遵守に対する意識を醸成することも重要です。

5 おわりに

世界第4位の人口を抱えるインドネシアの経済成長が続いていくことは疑う余地がなく、今後も継続してインドネシアは日本企業にとって最も重要な投資対象国の1つになると考えられますが、インドネシアで事業を営む日本企業は、厳しい税務環境、新興国特有のコンプライアンス問題、労務問題、解釈の難しい法制度、脆弱なインフラ、人材開発といった課題と対峙する必要があります。PwCインドネシアでは日本企業の直面する多様化する課題の解決支援を通じて、日本企業の皆様のインドネシア事業の発展に貢献するべく日々努めています。

菅原 竜二 (すがわら りゅうじ)

PwCインドネシア 税理士法人 移転価格部門
アドバイザー／パートナー

PwCインドネシア ジャパンビジネスデスク
リーダー

PwC日系企業支援ネットワーク 東南アジア・オ
セアニア地域 税務共同統括責任者

1999年から2001年までPwC米国のサンフランシ
スコ事務所に勤務。大手会計法人に移籍し、日本、韓国、シンガポール
各国の事務所での勤務を経て、2013年にインドネシアの日系企業の移
転価格問題の本格的な解決を目指しPwCインドネシアに参画。さまざま
業種の移転価格税務調査対応、移転価格争訴サポート、各国税務当局と
の事前確認・相互協議支援、移転価格ポリシー策定などのプランニング、
移転価格文書化について豊富な実務経験を有し、主に本社、地域統括会
社、現地法人の包括的な観点から企業の直面する移転価格税制の問題の
解決に取り組んでいる。インドネシアにおいてはジャカルタジャパクラ
ブ (JJC) の課税委員会の専門家委員として移転価格税制問題を中心に
インドネシア政府に対して税務問題の意見を具申し、またセミナーなど
通じて現地日系企業へ税務に関する情報の発信を行っている。

メールアドレス：ryuji.sugawara@pwc.com

**糸井 和光** (いとまき ひろ)

PwCインドネシア ジャパンビジネスデスク
アドバイザー／ディレクター

担当分野：投資アドバイザリ、コンサルティング、
ESG

2000年1月に入所。ブリュッセル事務所、ワルシャ
ワ事務所を経て2005年から2010年までモスクワ
駐在。2011年から2013年は日本でPwC海外ネッ
トワークファームと連携しながら日本企業の海外事業支援に従事。日本
企業の海外事業支援グループ (JBN：ジャパニーズビジネスネットワ
ーク) の日本におけるコアメンバー。2014年から2022年末まで2度目のモ
スクワ駐在。PwCロシア (当時) のアジアビジネスグループリーダー会計
監査、税務、事業活動関連事項まで20年以上にわたり培った日本企業の
海外事業支援の経験をベースに、総合的なサービスを提供している。

メールアドレス：masahiko.itoi@pwc.com

**深澤 直人** (ふかざわ なおと)

PwCインドネシア ジャパンビジネスデスク
アドバイザー／ディレクター

担当分野：インドネシア税務全般

大手監査法人系コンサルティングファームに入所
し、製造業、電力業界のクライアントへの支援業
務に従事。その後、メガバンクのシンガポール支店
にて、アジア・オセアニア地域における財閥や国営
企業等の非日系顧客に対する営業推進支援、および企業調査活動に従事。
2018年8月にPwCインドネシアに入所。ジャパンビジネスデスクにおい
て商社、自動車、金融を中心として幅広くインドネシアに展開する日系
企業のサポートを行っている。

メールアドレス：naoto.fukazawa@pwc.com

**濱田 孝一** (はまだ こういち)

PwCインドネシア ジャパンビジネスデスク
アドバイザー／ディレクター

担当分野：会計監査、内部統制、財務報告および
リスクマネジメント等アシュアランス業務全般

2005年に入所後、グローバル企業の会計監査業務、
J-SOXおよびUS-SOXに基づく内部統制の導入・
改善支援、東証一部IPO監査、IFRS初度適用アド
バイザリーに従事。2014年12月よりPwCインド (ムンバイ事務所) に赴
任、西インド (ムンバイ、プネ、グジャラート州) 地域にて、日系企業に
対する進出および進出後の業務支援・アドバイスを提供。2017年8月に
PwCあらた有限責任監査法人 (当時) に帰任後は、グローバル企業の会
計監査業務、インド・ビジネスデスク、および内部監査支援 (海外子会
社の内部監査実行支援等) 業務に従事。2022年1月よりPwCインドネ
シア (ジャカルタ事務所) にて赴任開始、ジャパンビジネスデスクとして当
地の日系企業に対する業務支援・アドバイスを提供。

メールアドレス：koichi.h.hamada@pwc.com

**井上 由貴** (いのうえ ゆき)

PwCインドネシア ジャパンビジネスデスク
アドバイザー／シニアマネージャー

担当分野：関税

2011年4月より大手監査法人において、7年間に
わたり製造業・小売業を中心に国内企業の財務諸
表監査、内部統制監査および株式上場準備支援業
務に従事。2018年9月にPwCインドネシアに入所。
インドネシアに展開する日系企業に対して、現地専門家とともに、会計
監査、税務調査・裁判、個人所得税、関税、規制、法務等の支援、また
情報発信を行い、個人所得税、関税のセミナー講師も担当。

メールアドレス：yuki.i.inoue@pwc.com

**水野 直樹** (みずの なおき)

PwCインドネシア ジャパンビジネスデスク
アドバイザー／シニアマネージャー

担当分野：会計監査、内部統制、財務報告および
リスクマネジメント等アシュアランス業務全般

2013年2月にPwCあらた有限責任監査法人 (当時)
に入所。製造業を中心に国内上場会社の財務諸表
監査、内部統制監査、リファードワーク (海外監査
人の指示に基づく監査) に従事。また、外部セミナーの講師を担当。デ
ジタルアンバサダーとして、社内におけるデジタルツール利用の検討・
導入を促す。サステナビリティ経営支援サービスの一環として、サステナ
ビリティ経営に関する評価、分析業務に従事。2022年1月よりPwCイン
ドネシア (ジャカルタ事務所) にて赴任開始、ジャパンビジネスデスクと
して当地の日系企業に対する業務支援・アドバイスを提供。

メールアドレス：naoki.m.mizuno@pwc.com



石山 洋平 (いしやま ようへい)

PwCインドネシア ジャパンビジネスデスク
アドバイザー／マネージャー

担当分野：インドネシア税務全般

2015年12月にPwC税理士法人に入所。外資系企業の法人税申告書作成等のコンプライアンス業務やM&Aに係る税務デューデリジェンス業務に従事。2017年9月より3年間にわたり総合商社へ出向、連結納税制度や組織再編等の国内税務のほか、移転価格税制やAPACを中心とした海外子会社の税務訴訟対応やPE申告等の国際税務に従事。帰任後は国内外の組織再編やM&Aに係る税務デューデリジェンス業務、CFC税制など国際税務に係るサポート業務等に従事。2022年11月よりPwCインドネシア（ジャカルタ事務所）にて赴任開始、ジャパンビジネスデスクとして当地の日系企業に対する業務支援・アドバイスを提供。
メールアドレス：yohei.i.lshiyama@pwc.com

**志村 伊織** (しむら いおり)

PwCインドネシア BAS (Broad Assurance Service) 部門 アドバイザー／シニアマネージャー

担当分野：内部統制、財務報告、リスクマネジメント等のBAS業務全般

10年以上にわたる財務諸表監査および財務会計領域のアドバイザー業務の経験を有する。2012年にあらた監査法人（当時）に入所し、2017年から2020年までジャパンビジネスデスクのメンバーとしてPwCインドネシアへ赴任。その後、インドネシアにおける日系企業支援のため、2023年に再度PwCインドネシア（Capital Market and Accounting Advisory Services (CMAAS) 部門）に参画。財務報告領域のみならず、内部統制を含むビジネスプロセス全般についてのアドバイザー業務に精通している。また、インドネシアの銀行（日本大手銀行子会社）におけるJ-SOXの導入支援プロジェクトに参画した経験を有する。2023年9月にPwCインドネシアに入所。
メールアドレス：iori.s.shimura@pwc.com

**浅井 広太郎** (あさい こうたろう)

PwCインドネシア ジャパンビジネスデスク
アドバイザー／マネージャー

担当分野：ESG

2009年4月よりメガバンクにて日系・非日系企業に対する法人営業等に従事。2017年10月、英国にて修士課程修了後、政府系金融機関にて日本企業の海外における交通・通信インフラプロジェクト向けのファイナンス組成に従事。2020年1月よりジャカルタに赴任し、電力、エネルギー、交通、通信、石油化学、製造業等の各セクターにおける日系企業の投資事業向けのファイナンス組成支援や、インドネシア政府・国営企業との関係構築・政策対話に務める。2023年7月にPwCインドネシアに入所。ジャパンビジネスデスクとして当地の日系企業に対する業務支援・アドバイスを提供。主にESG領域に係るアドバイザーを担当。
メールアドレス：kotaro.asai@pwc.com

**塩澤 祐人** (しおざわ ゆうと)

PwCインドネシア ジャパンビジネスデスク
アドバイザー／シニアマネージャー

担当分野：会計監査、内部通報制度、内部統制、財務報告、リスクマネジメント等のBAS業務全般

2012年にPwCあらた有責任監査法人（当時）に入所し、機械工業、化学、製薬業界を中心とした、国内上場企業、非上場企業、米国SEC企業の子会社等の財務諸表監査、内部統制監査、リファードワーク（海外監査人の指示に基づく監査）に従事。ファミリー企業向け総合支援チームにも所属し、中期事業計画策定支援、決算体制構築支援、財務モデリング、システム導入支援等の幅広い業務を経験。日本政府の産学官連携プロジェクトにおけるプロジェクトマネジメント業務においても豊富な経験を有し、研究開発支援領域（研究開発プロジェクト支援、補助金申請支援）においてさまざまなプロジェクトを支援。2024年9月よりPwCインドネシア（ジャカルタ事務所）に赴任、ジャパンビジネスデスクとして当地の日系企業に対する業務支援・アドバイスを提供。
メールアドレス：yuto.s.shiozawa@pwc.com

**余村 裕樹** (よむら ひろき)

PwCインドネシア ジャパンビジネスデスク
アドバイザー／マネージャー

担当分野：インドネシア税務全般

大手証券会社にて、法人営業ならびに個人営業に従事。2017年4月にPwC税理士法人に入所以来、移転価格コンサルティンググループに所属し、一貫して多国籍企業向けに移転価格コンサルティングサービスを提供。移転価格に係るリスク分析、移転価格ポリシーの構築支援、移転価格税制に関する事前確認（APA）、移転価格調査対応、BEPS文書化プロジェクト等、幅広い移転価格関連のプロジェクトに従事。2023年11月よりPwCインドネシア（ジャカルタ事務所）にて赴任開始。ジャパンビジネスデスクとして当地の日系企業に対する業務支援・アドバイスを提供。
メールアドレス：hiroki.yomura@pwc.com



税効果会計の実務ガイドブック 〈改訂版〉——基本・応用・IFRS対応

本書は、税効果会計の基本的な事項から組織再編やグループ通算制度における税効果会計まで網羅的に解説しています。また、IFRS会計基準上の取扱いやIFRS会計基準への移行時の検討ポイントについても説明しています。解説にあたっては、具体的な設例や図表をなるべく多く取り入れ、基準設定の経緯など有益と思われる内容をコラムとして記載することで、理解が容易になるように心がけました。

改訂版では、改正法人税等会計基準、グローバル・ミニマム課税の取扱い、中間会計基準などを反映しています。

本書が、税効果会計の実務に携わっている方々や、これから税効果会計について学ぼうとされる方々の一助となれば幸いです。



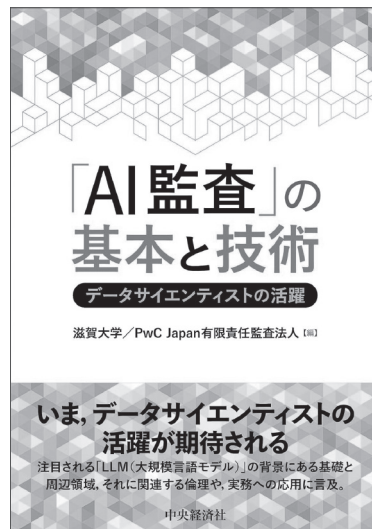
PwC Japan有限責任監査法人 編
A5判 416ページ
4,730円(税込)
2024年10月発行
中央経済社

グローバル・ミニマム課税 Q&A



PwC税理士法人 デジタル経済課税対応チーム・
PwC Japan有限責任監査法人 編
A5判 380ページ
4,730円(税込)
2024年7月発行
中央経済社

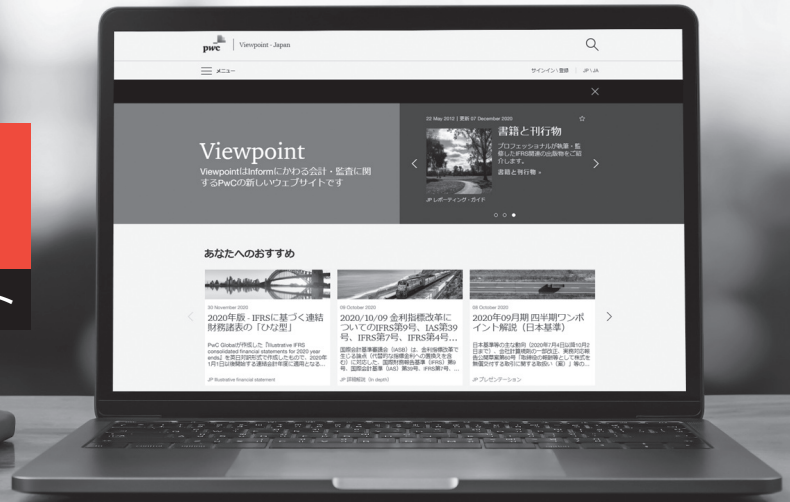
「AI監査」の基本と技術 データサイエンティストの活躍



滋賀大学・PwC Japan有限責任監査法人 編
A5判 200ページ
2,860円(税込)
2024年1月発行
中央経済社

Viewpoint

会計・監査に関するPwCの総合情報サイト



Viewpointとは、これまでのInformに置き換わる、会計・監査に関する情報を提供するPwCのグローバルのデジタル・プラットフォームです。Viewpointは、IFRS関連情報が中心ですが、US GAAP（米国会計基準）、日本基準についても取り上げています。Viewpointには、日本サイト（日本語）だけでなく、GlobalサイトやUSサイトもあります。

Viewpointの特徴（今後の新機能）のご紹介

●リアルタイムなアップデートとパーソナライズ

ユーザーが登録した好みを中心にコンテンツが整理されますが、Viewpointを使えば使うほど、ユーザーに最適な情報をタイムリーに提供します。

●直感的な検索機能（予測変換）

よく検索される用語に基づいて、おすすめの用語やガイドランスが表示され、必要な情報にすばやくアクセスできます。

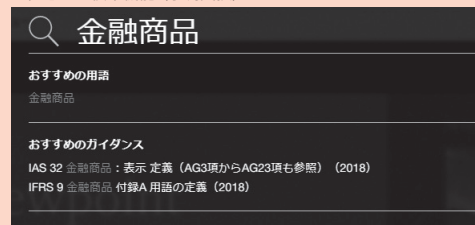
●PwCの専門家によって編集されたコンテンツページ

コンテンツページを閲覧しているときに、サイドパネル上で関連リンクを見ることができます。また、ユーザーが最初にアクセスするページにホットピックを集め、関連するニュースや解説資料をワンストップで探すことができます。

●メニューナビゲーション

クリック数を最低限に抑えて、人気コンテンツにアクセスできます。

▼直感的な検索機能（予測変換）



▼PwCの専門家によって編集されたコンテンツページ



いつでも、どこでも、Viewpointは
あなたに最適な情報をお届けします。

外出先で

Viewpointは、モバイルやタブレット、PCで検索履歴などを共有し、シームレスに連携します。また、タイムリーに更新された情報に容易にアクセスできます。

オフィスや自宅で

直感的なインターフェースとナビゲーションにより、必要な情報を容易に見つけることができます。検索に役立つ予測検索機能は、必要なときに必要なものを見つけるのに役立ちます。

チーム内で

SNSなどでのコンテンツ共有機能を使って、チームのメンバー同士で瞬時にPwCのインサイトを共有し、スピード感をもって、重要なトピックを把握することができます。

Viewpointのコンテンツ

Viewpointには、次の3つのコンテンツがあります。

無料コンテンツ

IFRSの速報や速報解説など、どなたでもご覧いただけるコンテンツです。

無料登録会員コンテンツ

(Viewpointサイト上で登録可能)

IFRSおよび日本基準の比較、IFRSに基づく連結財務諸表のひな型など、PwCのナレッジを集約したコンテンツです。

有料会員コンテンツ

IFRS基準書やPwC IFRSマニュアル、詳細解説などIFRSに関する詳細なガイドランスです。

Viewpointの特徴のひとつであるパーソナライズを有効に使うため、まずは無料登録会員の登録からはじめましょう。

<https://viewpoint.pwc.com/jp/ja.html>

● ニュースレターご登録

Viewpoint日本サイトでは、更新情報や便利な機能のご紹介など、E-Mailで無料にてお届けするニュースレターを月1回無料で配信しています。是非ご登録ください。




























ニュースレター 新規登録

<https://forms.jp.pwc.com/public/application/add/329>

コンタクト PwC Japan 有限責任監査法人 Viewpoint 事務局
E-mail: jp_aarata_viewpoint-mbx@pwc.com

海外PwC日本語対応コンタクト一覧

PwCは、全世界149カ国、37万人以上のスタッフによるグローバルネットワークを生かし、クライアントの皆さまを支援しています。ここでは各エリアの代表者をご紹介します。

	担当国・地域	写真	担当者名	電話番号	メールアドレス
アジア太平洋	中国統括		高橋 忠利 Tadatoshi Takahashi	+86-139-0198-9251	toshi.t.takahashi@cn.pwc.com
	中国（金融）		柴 良充 Yoshimitsu Shiba	+852-9045-8388	yoshimitsu.shiba@hk.pwc.com
	中国（華南・香港特別行政区・マカオ特別行政区）		吉田 将文 Masafumi Yoshida	+86-150-0027-0756 +852-9537-9560	masafumi.g.yoshida@hk.pwc.com
	中国（華中）		吉川 正大 Masahiro Yoshikawa	+86-150-2686-7130	masahiro.m.yoshikawa@cn.pwc.com
	中国（華北）		山崎 学 Manabu Yamazaki	+86-151-2114-6550	manabu.m.yamazaki@cn.pwc.com
	台湾		奥田 健士 Kenji Okuda	+886-2-2729-6115	kenji.okuda@pwc.com
	韓国		原山 道崇 Michitaka Harayama	+82-10-6404-5245	michitaka.h.harayama@pwc.com
	シンガポール・ミャンマー		宮部 将孝 Masataka Miyabe	+65-9751-9263	masataka.m.miyabe@pwc.com
	マレーシア		杉山 雄一 Yuichi Sugiyama	+60-3-2173-1191	yuichi.sugiyama@pwc.com
	タイ・カンボジア・ラオス		魚住 篤志 Atsushi Uozumi	+66-2-844-1157	atsushi.uozumi@pwc.com
	ベトナム		今井 慎平 Shimpei Imai	+84-90-175-5377	shimpei.imai@pwc.com
	インドネシア		菅原 竜二 Ryuji Sugawara	+62-21-5212901	ryuji.sugawara@pwc.com
	フィリピン		東城 健太郎 Kentaro Tojo	+63-2-8459-2065	kentaro.tojo@pwc.com
	オーストラリア・ニュージーランド		諏訪 航 Wataru Suwa	+61-418-854-962	wataru.a.suwa@au.pwc.com
インド・バングラデシュ・ネパール		岩嶋 泰三 Taizo Iwashima	+91-85270-50662	taizo.t.iwashima@pwc.com	
欧州・アフリカ	英国		宮嶋 大輔 Daisuke Miyajima	+44-7483-923-581	daisuke.x.miyajima@pwc.com
	フランス		猪又 和奈 Kazuna Inomata	+33-1-5657-4140	kazuna.inomata@avocats.pwc.com
	ドイツ		藤村 伊津 Itsu Fujimura	+49-211-981-7270	itsu.x.fujimura-hendel@pwc.com
	オランダ		新井 赫 Akira Arai	+31-61-890-9968	akira.a.arai@pwc.com
	イタリア		前田 裕 Yu Maeda	+39-346-507-3014	yu.maeda@pwc.com
	ルクセンブルク		森本 薫 Kaoru Morimoto	+352-621-33-5157	kaoru.m.morimoto@pwc.lu
	スイス		藤野 仁美 Hitomi Fujino	+41-79-693-3109	hitomi.f.fujino@pwc.ch
	ベルギー		横山 嘉伸 Yoshinobu Yokoyama	+32-473-910230	yoshinobu.yokoyama@pwc.com
	中東欧諸国*		山崎 俊幸 Toshiyuki Yamasaki	+420-733-611-628	toshiyuki.x.yamasaki@pwc.com
米州	カナダ		北村 朝子 Asako Kitamura	+1-604-806-7101	asako.kitamura-redman@pwc.com
	米国		椎野 泰輔 Taisuke Shiino	+1-347-326-1264	taisuke.shiino@pwc.com
	メキシコ		加藤 幸博 Yukihiko Kato	+52-55-5263-6000	yukihiko.k.kato@pwc.com

*チェコ、ポーランド、ハンガリー、ルーマニア、ウクライナ、リトアニアほか（2024年10月1日現在）

日本企業の海外事業支援の詳細はWebをご覧ください。
<https://www.pwc.com/jp/ja/services/globalization.html>





The New Equation

変わりゆく世界で成功し続けるために

The New Equation は、PwC の成長戦略です。
多岐にわたる分野の多様なプロフェッショナルがスクラムを組み、
「人」ならではの発想力や経験と「テクノロジー」によるイノベーションを融合しながら、
ゆるぎない成果を実現し、信頼を構築します。

It all adds up to The New Equation.

PwC Japan グループ | PwC Japan 有限責任監査法人 PwC コンサルティング合同会社
PwC アドバイザリー合同会社 PwC 税理士法人 PwC 弁護士法人

本誌に関するご意見・ご要望ならびに送付先変更などのご連絡は、下記までお願いいたします。
jp_llc_pwcs-view@pwc.com

PwC Japan 有限責任監査法人
〒100-0004 東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング
Tel: 03-6212-6800 Fax: 03-6212-6801

PwC Japan グループは、日本におけるPwCグローバルネットワークのメンバーファームおよびそれらの関連会社（PwC Japan 有限責任監査法人、PwC コンサルティング合同会社、PwC アドバイザリー合同会社、PwC 税理士法人、PwC 弁護士法人を含む）の総称です。各法人は独立して事業を行い、相互に連携をとりながら、監査およびアシュアランス、コンサルティング、ディールアドバイザリー、税務、法務のサービスをクライアントに提供しています。

© 2024 PricewaterhouseCoopers Japan LLC. All rights reserved.
PwC Japan Group represents the member firms of the PwC global network in Japan and their subsidiaries (including PricewaterhouseCoopers Japan LLC, PwC Consulting LLC, PwC Advisory LLC, PwC Tax Japan, PwC Legal Japan). Each firm of PwC Japan Group operates as an independent corporate entity and collaborates with each other in providing its clients with auditing and assurance, consulting, deal advisory, tax and legal services.